

議長

副議長

事務局長

次長

議事課長

主幹
(議事・委員会)

課長補佐

主任主査

主
事

主
事

令和元年 11月 19日

担当

県民環境委員会記録

会議日時	令和元年10月3日(木) 午後0時59分から午後5時39分まで
会場	第6委員会室

出席委員 13名

安井伸治、石井 拓 正副委員長

伊藤勝人、飛田常年、近藤裕人、ますだ裕二、鈴木雅博、佐藤英俊、
高木ひろし、水谷満信、樹神義和、荻原宏悦、筒井夕カヤ 各委員

欠席委員 0名

委員以外の出席者

県民文化局長、県民生活部長、人権推進監、女性の活躍促進監、文化部長、
関係各課長等

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

<付託案件等>

○ 議 案

第119号 特定非営利活動推進法施行条例の一部改正について
(結 果)

全員一致をもって原案を可決すべきものと決した議案

第119号

<会議の概要>

- 1 開 会
- 2 口頭陳情（1件 陳情第34号関係）
- 3 議案審査（1件）
 - (1) 理事者の説明
 - (2) 質 疑
 - (3) 採 決
- 4 一般質問
- 5 休憩（午後2時22分）
- 6 再開（午後2時33分）
- 7 休憩（午後4時32分）
- 8 再開（午後4時39分）
- 9 閉 会

(主な質疑)

《一般質問》

【高木ひろし委員】

部落差別を含めた差別的な表現や行為に関して、情報化の進展に伴い、インターネット上における差別的な発言や書き込みが拡散し、激しくなっているなど、憂慮すべき事態が生じていることに対して、どのような状況変化があると認識しているのか。また、それに対してどのような取り組みを行ってきたのか。

【人権推進課長】

近年、インターネット上に、特定の地域を同和地区であるなどと指摘し、文書や写真、動画などを掲載する悪質な事例が見られるようになった。インターネットに掲載される情報は、不特定多数の人に発信されるため、誰でも閲覧可能で、短期間に拡散し、一度拡散すると、削除が困難になる特徴があることから、深刻な被害をもたらすおそれがある。こうした情報のインターネットへの掲載は、差別を助長し、同和問題、部落差別の解決を妨げる極めて悪質な行為である。

本県としては、まず、こうした情報を把握することが必要であると考え、昨年11月から、インターネット上の差別書き込みに対するモニタリングを人権推進課の職員全員で行っており、差別を助長する情報を確認したときは、関係市と情報の共有を図るとともに、名古屋法務局に削除要請を行っている。

【高木ひろし委員】

現在、県が行っているチェックにより、インターネット上の差別情報の改善や根絶に至るような効果があると考えているのか。

【人権推進課長】

インターネット上に掲載されているものの根絶までは難しいと考えているが、インターネット利用者に同和問題を正しく理解してもらうため、本県のホームページに同和問題、部落差別に関する情報を掲載しており、検索キーワードに「愛知」、「同和」、「同和地区」、「部落」、「部落差別」などを登録し、インターネットで本県の「部落」と検索すると、本県の同和問題に関するホームページが表示されやすくなるようにしている。

【高木ひろし委員】

本県では、平成14年度から5年に一度、県民の意識調査を行っているが、被差別部落に対する忌避意識がどのように変化してきているのか伺う。

【人権推進課長】

直近の平成29年度の意識調査では、「あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか」という質問で、「子どもの意思を尊重する。親が口を出すべきことではない」が43.5パーセント、「親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない」が28.6パーセント、「家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない」が2.4パーセント、「絶対に結婚を認めない」が2.5パーセント、「わからない」が23.0パーセントとなっている。この調査項目については、平成29年度から新たに「わからない」という選択肢

を設けたため、過去の調査結果との比較はできなくなっている。

また、「あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件を避けることがあると思いますか」という質問を平成29年度と平成24年度に行い、「同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件は避けると思う」が、平成24年度は21.9パーセント、平成29年度は19.2パーセントで2.7ポイントの減少、「同和地区にある物件は避けるが、同和地区と同じ小学校区にある物件は避けないと思う」が、平成24年度は13.6パーセント、平成29年度は13.9パーセントで0.3ポイントの増加、「いずれにあってもこだわらない」が、平成24年度は29.7パーセント、平成29年度は31.4パーセントで1.7ポイントの増加となっている。

こうした県民意識の現状を踏まえ、差別意識の解消に向けた教育・啓発を、引き続き積極的に推進していかなければならないと認識している。

【高木ひろし委員】

昔は差別的な落書きや発言という形で、個人的な狭い空間でなされてきた差別発言が、インターネットの普及によって、強力な拡散力で、チェックしにくい形で広がっており、県民の人権に関する意識もなかなか前進が図りにくい状況にあるが、本県として今後どのような取り組みを進めようとしているのか伺う。

【人権推進課長】

部落差別の解消を図るため、行政の各分野で取り組みを進めること、また、同和問題について県民の正しい理解が進むよう、あいち人権啓発プラザで、人権情報の提供や講演会、研修会などの教育啓発活動を行うなど業務を改善しながら継続して実施していくことが大切であると考えている。

また、県民の人権意識の高揚を図るために、広範かつ継続的な取り組みが必要であることから、県だけではなく、市町村の役割も重要であると考えている。このため、市町村の依頼に応じて、職員向けの人権研修への講師派遣や、市町村職員に入権啓発事業者となつてもらうための研修会を行ってきた。また、市町村に対しては、全庁的な人権教育啓発に関する基本方針や行動計画の策定など、人権施策をより一層推進してもらうよう文書で依頼している。

今後は、会議などのさまざまな機会を捉えて、市町村における一層の取り組みを働きかけていきたい。

【高木ひろし委員】

これからも粘り強い取り組みを進めるよう要望する。

【荻原宏悦委員】

本年4月1日に、新たな在留資格である特定技能を新設する改正出入国管理法が施行され、5年間で34万5,000人程度の外国人労働者を受け入れるとされており、本県内に在住する外国人が増加することが予想される。また、本年6月には、日本語教育の推進に関する法律が施行され、地方公共団体においても、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることとされた。

本県における日本語教育関係部局は、教育や多文化共生と多岐にまたがっており、あいち外

國人材適正受入れ・共生推進協議会における日本語学習、日本語教育ワーキンググループは、多文化共生推進室と教育委員会教育企画課が担当している。また、同様の事例として、就学前に日本語初期指導や学校生活適応指導などを学ぶプレスクールも、市町村によっては担当部局や時期が異なっている。

今後ますます定住外国人がふえる本県において、外国人への対応がおくれている地域への支援や情報提供、そして、地域の日本語教育のレベルアップが必要だと考える。

外国人児童生徒に対する日本語教育において、プレスクールの果たす役割は非常に大きいが、市町村によってその取り組みに差があるのが現状である。そこで、県として、プレスクールの普及についてどのように考えているのか伺う。

次に、外国人の子供への日本語教育については、学校と企業で行っている場合や、国際交流協会と連携しながら行っている場合など、地域でもさまざまな主体が取り組んでいるが、県として、日本語教育関係機関との連携についてどのように考えているのか伺う。

また、外国人への対応がおくれている地域への支援や情報提供、地域自体の日本語教育のレベルアップについて、県としてどのように取り組んでいくのか伺う。

【多文化共生推進室長】

プレスクールは、小学校入学前の外国人の子供たちに対して、入学した公立小学校で戸惑うことなく学校生活に早期に適応できることを目指して、簡単な日本語や学校の習慣などを教えるものであり、外国人の子供たちを円滑に小学校に就学させるため、非常に有効な取り組みであると認識している。

このため、本県では、2006年度から県内各地でプレスクールのモデル事業を実施しており、2009年度には、プレスクール実施マニュアルを作成するとともに、マニュアルを活用したモデル事業を実施した。2011年度以降は、毎年度、プレスクールの普及に向け、市町村、NPO等の実施主体や指導者向けに説明会を開催し、本年度もプレスクール活動に関する情報共有や意見交換会を開催する。昨年度は、県内15市町でプレスクールが実施されており、引き続き説明会などさまざまな機会を捉え、多くの市町村でスクールが実施されるように働きかけていく。

また、本県では、本年8月末現在で、日本語教室が194あり、主にボランティアが中心となって、外国人県民の日本語習得支援を行っている。特に外国人の児童生徒に係る日本語習得の促進については、地元経済界、企業などと協力して造成した日本語学習支援基金を活用して、51団体、84教室に対して支援を行っている。

こうした中、地域で活動している日本語教室からは、「技能実習生が急増しており、学習者のニーズも変化しているが、企業との接点がなく、対応に苦慮している」、「日本語教室同士の横の連携がなく、行政や企業が地域の日本語教育に何を求めているかわからない」などの意見があり、地域の日本語教育にとって、企業、行政、日本語教室など、さまざまな機関との連携が重要であると認識している。

そこで、本県では、先月28日に、企業や行政と地域の日本語教室の連携を考えるをテーマとして、市町村、国際交流協会、NPO、日本語教育の関係者など、さまざまな立場の参加者が一堂に会して、あいち多文化共生タウンミーティング2019@名古屋を開催し、外国人を受け入

れる監理団体や企業と行政がしっかりと意見交換し、課題を共有すべきなど、日本語教育に関するさまざまな意見をもらったところである。

こうした取り組みにより、地域の日本語教室と市町村、国際交流協会、企業などの関係者をつなぎ、お互いの顔の見える関係づくりを促進していきたい。

地域における外国人の日本語教育は、地域の国際交流協会やNPOによって支えられており、地域の日本語教育の質の向上のためには、担い手である協会スタッフやボランティアのスキルアップが着実に図られることが必要であるとともに、これらの団体が活動する地元自治体によるサポートも重要である。

そこで本県では、毎年、多文化共生市町村会議を開催し、本県の多文化共生推進施策の説明や先進的な取り組みを行っている市町村の事例紹介を通じて、県内市町村に対し、日本語教室を初めとした外国人支援へのサポートを働きかけている。

また、公益財団法人愛知県国際交流協会では、本県からの補助金を活用して日本語ボランティア入門講座を開催しており、この11年間で172人のボランティアを養成し、地域の日本語教室で活動してもらうとともに、日本語ボランティアに対するスキルアップ研修を開催し、質の向上にも努めている。

こうした取り組みにより、外国人県民が地域間の格差なく日本語を学ぶことができるよう、引き続きその環境整備に取り組んでいく。

【荻原宏悦委員】

実際に外国人児童生徒や大人たちに日本語を教えている現場には、さまざまな困り事や要望があるため、本県としても小さな困り事にも目を光らせるような取り組みを推進してほしい。

【鈴木雅博委員】

豊田市の保見ヶ丘に、ブラジル人を初め外国人が多く居住する県営保見住宅がある。この県営保見住宅では、本年7月から8月にかけて、警察が認知しているだけで10件もの不審火が相次いでおり、ようやく9月になって、この住宅に住む外国籍住民の容疑者が逮捕されたが、全ての不審火にこの容疑者が関与していたかは捜査中である。住民によると、入退去時に不要となった家具や家電などの粗大ごみを住宅棟の共有部分に放置する外国人が多く、対応に苦慮しているとのことであった。また、容疑者が同じ住宅の外国籍住民であったことは、住民の7割を占める外国人との共生の難しさを浮き彫りにした事件とも言える。

こうした問題の根本は、日本と外国との言葉の違い、習慣の違い、文化の違いと考えられるが、これらの違いを乗り越えて、どのように日本や地域の規則や生活のルールを外国人県民にも理解してもらうかが重要である。

こうした県営保見住宅の現状を踏まえ、住宅の自治区では、外国人住民の言葉の壁を取り払おうと、NPO法人と協力して、地域の外国人の児童生徒を対象にした日本語教室を住宅の集会所を利用して開設したり、外国人住民に住宅の清掃作業や防災訓練などの行事への参加を促したりするなどの取り組みを行っている。また、県営住宅を管理する愛知県住宅供給公社では、入居者のしおりをポルトガル語、中国語、タガログ語、ベトナム語など7言語に翻訳して配布するなど、県営住宅における生活上のルールが守られるような取り組みを行っている。

しかし、県営住宅に居住する外国人県民が地域に定着し、活躍するためには、こうした当事者の取り組みに加えて、多文化共生という大きな視点で外国人県民の生活環境の整備に取り組むことが必要である。

外国人県民が多く居住する県営住宅の現状について、多文化共生を所管する県民文化局としても、しっかりと把握することが必要であると考えるがどうか。

【多文化共生推進室長】

本県の県営住宅には、本年9月1日現在で約4万7,000戸が入居しており、そのうち約7,000戸、14.6パーセントが外国人世帯である。また、県営保見住宅は、本年9月現在、入居戸数が815戸のうち、ほぼ3分の2に当たる539戸が外国人世帯であり、世帯数は、県民住宅の中で最も多く、本県が多文化共生社会を構築していくに当たり考慮しなければならない外国人コミュニティーの一つと認識している。

このため、現在の多文化共生施策の基本計画である、あいち多文化共生推進プラン2022を策定するに当たって、2017年9月に県営保見住宅において、自治体や愛知県県営住宅自治会連絡協議会との意見交換を行い、その中で出された意見を勘案し、プランの施策目標に外国人県民とともに暮らす地域への支援を盛り込み、県営住宅を初めとした外国人県民が集合する地域に対し、さまざまな取り組みを行っている。

【鈴木雅博委員】

外国人県民に日本における生活ルールを周知・遵守させ、日本人住民との共生を図るため、県としてはどのように取り組んでいるのか。

【多文化共生推進室長】

本県の外国人県民は、昨年末現在、過去最高となる26万人を超え、そのうち県営保見住宅のある豊田市は、約1万8,000人と名古屋市に次いで県内2番目に外国人県民が多く、こうした外国人集中地域が持続的に発展していくためには、日本人県民と外国人県民が互いに文化の違いを理解し、ともに地域を担う多文化共生社会の実現が重要である。

こうした中、外国人県民が集住する地域では、外国人住民が自治会活動やごみ出しを初めとした地域のルールを守らないなど、依然として外国人に対する戸惑いも少なくないことから、本県では、外国人県民に対して日本における生活ルールを周知し、遵守してもらうための取り組みを推進している。具体的には、外国人県民に対し、文化、習慣の違いを助言するなど、日本人県民と外国人県民の共生の支援を促進する地域多文化コーディネーターを、昨年度は76人養成し、それぞれの地域で活動してもらっている。また、この活動を円滑に進めてもらうために、自治会、町内会の仕組みなどを紹介したガイドブックを作成するとともに、生活上の基本的なルールをわかりやすく伝える外国人向けリーフレットを6言語で作成し提供した。さらに、本年度はフォローアップ講座を開催し、養成したコーディネーターのスキルアップにも取り組むこととしている。

【鈴木雅博委員】

県営住宅における日本人と外国人の住民がお互いの文化を理解し、生活するためには、県営住宅を管理する県営住宅管理室の取り組みだけでは限界がある。多文化共生推進室にも、県営

住宅管理室と連携して、県が一丸となって県営住宅の生活環境の整備に取り組んでほしいと考えるが、県の考えを伺う。

【多文化共生推進室長】

県営住宅には、現在約7,000戸の外国人世帯が暮らしており、本県における最も大きな外国人コミュニティーであると認識している。そこで、多文化共生推進室では、あいち多文化共生推進プラン2022の具体的施策の中で、自治会などとの意見交換を掲げ、県営住宅管理室や県住宅供給公社とともに愛知県県営住宅自治会連絡協議会の定期総会などに出席し、現場が抱える現状や課題などについて情報を共有するとともに、県営住宅に居住する外国人県民や日本人県民との意見交換の場を設けている。

具体的には、外国人県民が多く居住する県営住宅において、あいち多文化共生ワークショップを昨年度から開催しており、本年度は、豊橋市の県営金田住宅において、多文化が共生できる地域づくりを考えるをテーマとし、地域住民や外国人住民、県営住宅管理室や住宅供給公社の職員を交え、ごみの分別や地域行事への参加について意見交換を行った。

また、現在、県営保見住宅では、自治会や日本語教室を運営しているNPO、また、造形作家などが中心となり、保見アートプロジェクト実行委員会を設立し、来年3月、団地内の公用スペースの落書きを除去し、プロのアーティストと地域の子供たちや住民が共同して壁画を描くという取り組みが進んでいるが、多文化共生推進室としても、県営住宅管理室、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知県国際交流協会、豊田市と連携して、実行委員会の構成員として必要な助言を行うなど、県営住宅における外国人と日本人の交流を促進する取り組みに協力していく。

こうした地域の取り組みを支援することにより、県営住宅の中で最も大きい外国人コミュニティーである県営保見住宅の生活環境や住民意識を高め、県営住宅における日本人住民と外国人住民の共生の事例として発信していきたい。

【鈴木雅博委員】

県営保見住宅を初め、外国人が多く住んでいる本県では、多文化共生という高い理想を掲げて取り組んでいるが、外国人と共に住む生活の現場では、地域ごとに異なった課題を抱えている。それを地域だけで解決するのは困難であり、多文化共生推進室には、これまでに培った知見やノウハウを生かした取り組み、連携をこれからも実施してほしい。

【筒井タカヤ委員】

学校法人たちばな学園が運営する専門学校において、定員を大幅に超える留学生が在籍していた問題で、本年7月25日に県から学校法人たちばな学園へ是正指導したと聞いたが、その是正指導の内容について伺う。

【私学振興室主幹（認可・助成）】

学校法人たちばな学園の是正指導の内容は3点ある。1点目は、生徒数の適正化についてである。大幅な定員超過の原因となっている国際教養学科と国際ビジネス情報学科について、定員超過状態が是正され、留学生の受け入れ体制が改善されるまでの間、新規入学生の受け入れを見合わせ、定員超過のは正に当たっては、在校生を強制的に退学させるなどの不利益な取り

扱いを行わないよう十分に注意することである。

2点目は、留学生の受け入れ体制の改善についてである。生徒数の確保の観点からのみの安い留学生の受け入れは、所在不明者や不法在留者等の増加につながるおそれがあることから、厳に慎み、入学志願者等の目的意識や学力等を適正に判定し、定員に即した入学者となるよう、入学選抜体制を改善するとともに、入学後の適正な在籍管理体制を整備することである。

3点目は、学校法人の運営体制の適正化についてである。定員を大幅に超える生徒の受け入れを認めた理事会など、学校法人体制について是正し、再発防止を徹底することである。

【筒井タカヤ委員】

その是正指導に対する改善計画書が本年8月30日に提出されたと聞いているが、この内容は、県のは正指導に沿った内容であったのか。

【私学振興室主幹（認可・助成）】

改善計画書については、現在、是正指導を遵守した内容となっているか、名古屋出入国在留管理局と調整しながら確認を進めているが、このような事態となった原因分析や在籍管理業務について不十分な部分があったので、近日中に修正を指示する予定である。

【筒井タカヤ委員】

どういった部分が不十分で、どのような指示を行う予定であるのか。

【私学振興室主幹（認可・助成）】

現在、名古屋出入国在留管理局と調整中であり、専門学校に対して指示をする前であるため、詳細な回答は控えるが、例えば、今回のような事態を招いた原因の分析がしっかりなされていないことである。原因がわからなければ改善もできないため、しっかり計画に記載してもらいたいと考えている。

また、在籍管理については、担任に任せて、クラス単位で今まで行っていたため、横断的に組織として在籍管理を行うような体制を構築してほしいと考えている。

【筒井タカヤ委員】

この専門学校は、県に対して、留学生を含む生徒数の調査で虚偽報告を行っており、それを県が気づかなかった。再発防止に向けてどのような対策を考えているのか。

【私学振興室主幹（認可・助成）】

今回の事態を受け、隨時この学校を訪問し、生徒数を確認するとともに、名古屋出入国在留管理局との連絡を密にし、留学生に対するビザの発給状況の情報提供を受け、正確な留学生数についても確認する。

【筒井タカヤ委員】

この専門学校に特有のものかもしれないが、修業年限が2年課程の国際教養学科については、これまで同校の日本語教育機関の日本語学科や東京福祉大学の日本語学科から多くの留学生がこの専門学校に進学している。また、その国際教養学科を卒業した留学生は、同校の修業年限2年の国際ビジネス情報学科に内部進学し、あわせて東京福祉大学の通信課程を履修し、東京福祉大学社会福祉学部社会福祉学科、教育学部教育学科の学士も取得できることとなっていると聞いている。この専門学校の内部進学状況は、系列校からの進学も含め、どのような状況で

あるか。

【私学振興室主幹（認可・助成）】

本年6月6日の現地調査の結果、国際教養学科には、本年度2,049人が入学していた。そのうち、系列校である東京福祉大学からの進学も含めた内部進学者数は682人で、率にして33.3パーセントであった。国際ビジネス情報学科においては、本年度755人が入学しており、そのうち内部進学者数は728人で、率にして96.4パーセントであった。

【筒井タカヤ委員】

非常に多くの留学生が内部進学している現状がある。私が確認したところ、東京福祉大学の日本語学科には現在650人の留学生が在籍しており、今回の是正指導により、彼らのこの専門学校への入学の道は閉ざされてしまうこととなる。また、現在、国際教養学科に在籍している生徒で、内部進学の予定者は1,000人もいると聞いている。

私が面談した留学生の中には、この専門学校で4年間勉強すれば、大学卒の学士が取れると聞き、この学校に入学した人も多くいる。現在、国際教養学科の2年生は、来年の4月に国際ビジネス情報学科に内部進学できなくなるのではないかと、将来に不安を強く感じている留学生もいる。

新規入学者を認めないと今後の指導については、専門学校からの要望もあると思うが、系列校から国際教養学科への進学や、国際教養学科から国際ビジネス情報学科への内部進学も認めない方針であるのか伺う。

【私学振興室主幹（認可・助成）】

学校からは、内部進学を認めてほしいという要望を受けている。しかし、現在提出されている改善計画は、在籍管理の部分がまだ不十分であり、今後修正を指示する予定である。留学生の出席状況、学業成績、アルバイトなどの管理がしっかりとできていない状態で内部進学を認めた場合、今後、制限以上にアルバイトをする留学生や所在不明者が増加するおそれがある。

内部進学を認めるかどうかについては、学校が在籍管理をしっかりと行うことができる体制を整え、それが十分機能していることを確認できた段階で、名古屋出入国在留管理局と調整しながら検討していきたい。

【筒井タカヤ委員】

同校の留学生の多くは、ネパールやベトナムなどの東南アジアの出身が多く、週28時間、長期休暇期間中は週40時間の制限で、ほとんどの生徒がアルバイトをしながら、本国からの仕送り以外に学費や生活費をやりくりして頑張っている。

もし、内部進学を認めないとするならば、ほかの大学や専門学校に進学するため、新たに多額の入学金や授業料を準備しなくてはならず、また、県外などの学校に入学する場合は、転居も必要となり、生活に余裕のない留学生たちには、日本での勉強が継続できない大変厳しい現実がある。また、卒業後、資金等がない行き場を失った留学生が行方不明者となるなど、この地域に不安を与えることも懸念される。生徒によっては、行くところも住むところもなくなり、自殺してしまうのではとの心配もしている。不幸になった生徒が日本人とトラブルとなつてもいけない。

そこで、真面目にやる気を持って学業にしっかりと取り組んでいる生徒だけでも内部進学を認めることはできないのか伺う。

【私学振興室長】

内部進学を認めるかは、名古屋出入国在留管理局との調整もあるため、具体的には回答できないが、本県が認めたとしても、アルバイトを制限時間以上行っているなどの理由で、名古屋出入国在留管理局がビザの更新を認めなければ、内部進学することはできない。ビザの更新は、特に勉強が続けられるかどうかの視点から厳しく審査されるため、留学生は日ごろから勉学を中心とした生活を送る必要がある。そのために、まずは学校が留学生の在籍管理に真摯に取り組むことが先決であると考えている。

いずれにしても、本県としては、真面目に勉強している留学生のことを考慮して検討していただきたい。

【筒井タカヤ委員】

今回の問題解決に当たっては、まず、学生ファーストであるべきである。今、在籍している留学生については、これまでの学校状況に鑑み、やる気を持って勉学に励んでいる生徒の内部進学を認めるよう要望する。

次に、愛知県旅券センターについて伺う。本年6月、旅券の交付を受けるために愛知県旅券センターに出向いたが、夏休みに海外へ行く多くの人々が受領する6月下旬の日曜日ということもあり大変混雑していた。その際に感じたことだが、申請の窓口は申請者に交付した番号札の番号で呼び出しているが、交付の窓口は姓で呼んでいるため、交付の窓口でも個人情報保護の観点から番号で呼び出すべきと考え、愛知県旅券センターに対して改善の提案をしたところ、そのように変更したとの報告を受けた。

そこでさらに提案したいのだが、申請の窓口では電光掲示板で呼び出し番号を表示しているが、交付の窓口には呼び出し番号の表示がないため、交付窓口においても呼び出し番号の表示をすべきで、待ち時間も電光掲示板に表示すべきと考えるがどうか。

【県民生活課主幹（旅券）】

愛知県旅券センターにおける旅券の一日当たりの平均交付件数は、昨年度、平日が409件、日曜日が917件と、日曜日は平日の約2.2倍であった。6月の日曜日の交付窓口は、とりわけ多くの人の利用があり窓口が混雑する。

旅券を交付する窓口での呼び出しについては、名前の姓を呼んでいたが、本年9月からは、番号による呼び出しに変更した。また、呼び出し番号、待ち時間の表示については、これまで県民からの利用者アンケート調査等で要望があったため、今後、予算の範囲内で、年度内をめどとして、呼び出し番号と待ち時間の表示ができるよう進めていく。

【筒井タカヤ委員】

愛知県旅券センターの雰囲気を少し変えるため、例として、海外の各国、リゾートの光景を紹介する映像や海外安全情報の映像などを壁面に設置してはどうかと考えるが、これに向けた取り組みについて伺う。

【県民生活課主幹（旅券）】

県民に渡航先の国々で安全で楽しく旅行してもらうため、従来から紙ベースで海外安全情報を提供しているが、外務省からも外務省作成のアニメや大自然による映像を活用した啓発について依頼されているので、待ち時間有意義に過ごしてもらえるように、壁面に映像機器を設置すること、ポスターやパネルを展示することにより海外安全情報等を提供することなども検討していきたい。

【筒井タカヤ委員】

愛知県旅券センターは、大変多くの県民が利用する施設であるので、県民サービスを向上させるために必要な予算は、しっかりと確保してほしい。また、常設の御意見箱等を設けて、県民からの率直な意見に常に耳を傾け、今後とも県民サービスのさらなる向上に向けた取り組みを続けてほしい。

【佐藤英俊委員】

本年9月25日にあいちトリエンナーレの方検証委員会が出した中間報告と、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局が把握する事実について確認しながら質問する。

平成29年5月1日、6月4日の第1回、第2回芸術監督選考委員会結果概要資料を見ると、あいちトリエンナーレが第1回から3回まで芸術監督に男性が続いたため、4人目は女性がよいのではないか、海外からの芸術監督の可能性も考慮すべきであるなど多くの意見が出された。

そのような中、ある委員から、今回の津田大介氏の名前が出され、今やあいちトリエンナーレは知らない人は少ないと思うが、「アートへの関心が薄い人にも目を向けてもらうことを狙い、アート専門でない人物を選ぶべき」との意見があった。「津田氏は、ジャーナリストとして精力的に活動し、テレビやメディアへの出演も多く、ツイッターのフォロワーも130万人を超えており、マスメディアへ与える影響力は非常に大きく、あいちトリエンナーレがより多くの人に浸透することが期待される。ただ、アートに対する見地や見識は未知数であるため、しっかりとしたサポート体制を構築することが必要であるが、その体制がしっかりとすれば、新たなトリエンナーレをつくることができるのではないか」という記述がある。

また、ほかの委員からも、「津田氏のメディア芸術祭への出品作品を見たが、アートに精通しているというわけではなく、バックアップ、フォローが必要条件である」と意見が述べられていた。

そして、津田氏が芸術監督として選出されたが、選考委員会では、津田氏にバックアップ、フォローが必要条件であるとつけ加えられていたが、実行委員会として、どのような対処をしたのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

今回のトリエンナーレの学芸部門の体制については、津田氏の要請により、東浩紀氏に企画アドバイザーを委嘱し、美術、演劇、映像、音楽等を専門とするキュレーターを8人配置し、そのほか、コンサルタントや津田氏の推薦する公式デザイナーを配置した。

【佐藤英俊委員】

津田氏は、昨年5月10日のキュレーター会議で、表現の不自由展・その後の展示を提案している。表現の不自由展・その後は、過去のあいちトリエンナーレの作品や今回のほかの作品と

は異質な様態を呈しているが、あいちトリエンナーレ実行委員会の組織図の芸術部門に記載されている企画アドバイザー、キュレーター、コンサルタントの間で、表現の不自由展・その後についての議論はあったのか。また、その後のあいちトリエンナーレ実行委員会の運営会議、有識者部会、参与会議でも表現の不自由展・その後について議論したという記述が資料にはないが、実際になかったのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

キュレーターとの議論では、本年1月17日のキュレーター会議で、津田監督が、「極力表現の不自由展実行委員会が行うキュレーションに介入しないようにしたい」と発言し、4月11日のキュレーター会議で、キュレーターチームは表現の不自由展・その後の出展作品について関与しないことが決定した。なお、この日の会議では、チーフ・キュレーターから、平和の少女像について、实物展示ではなくパネル展示でもよいのではないかという意見が出たと聞いている。

また、あいちトリエンナーレ実行委員会の運営会議、有識者部会、参与会議で表現の不自由展・その後について議論されたことはない。

【佐藤英俊委員】

キュレーターが排除されたこと自体が、ゆゆしき問題である。作品を展示するというのは、キュレーターありきであり、それもわかっていないということ自体が大きな問題である。

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会が出した中間報告では、表現の不自由展・その後について、何回か方針転換したポイントが提示されており、そのポイントで方針転換できなかつたことが今回の事案につながっている大きな原因である。

あいちトリエンナーレ2019の組織図を見る限り、意思決定機関は運営会議であると明記されている。表現の不自由展・その後に関し、あいちトリエンナーレ実行委員会内で問題が起こってきたとき、運営会議は開催されたのか。また、あいちトリエンナーレ2019が開催されて、今回の事態になってから運営会議は開催されたのか。

また、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会でも、あいちトリエンナーレ実行委員会の会長が愛知県知事、会長代行が名古屋市長になっていることも問題であると指摘されているが、県として、あいちトリエンナーレの組織運営体制について、どのように考えているのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

表現の不自由展・その後の展示内容が明らかになって以降、現在まで運営会議が開催されたことはない。あいちトリエンナーレ2019の組織運営体制については、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の中間報告でも課題があり、根本的に見直す必要があると指摘を受けており、今後に向けての検討課題であると考えている。

【佐藤英俊委員】

運営会議が意思決定機関であることは明確に書いてある事実であるが、その意思決定がされていないのに今まで動いていたということか。

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の検証が終わり、このような検証を行ったということを、検証委員会からあいちトリエンナーレ実行委員会に諮るのが一般的だと思うが、本年9月26日からあり方検証委員会をあり方検討委員会に変えて進めていく形をとる理由を伺う。

【県民総務課主幹（総務・企画・予算）】

9月26日をもって、あり方検証委員会をあり方検討委員会に改組したが、検証作業は引き続き行いつつ、表現の不自由展・その後の再開条件や今後に向けた組織体制等の課題について、検討し整備する必要があることからこののような形とした。

【佐藤英俊委員】

あり方検討委員会は、表現の不自由展・その後の再開に向けて、幾つかの条件を提示していると聞いている。9月30日に不自由展側と再開に向けた協議を行うということで和解したと聞いているが、どのような条件で合意したのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

9月30日に合意した際の条件は4点ある。1点目は、犯罪や混乱を誘発しないよう双方協力すること。2点目は、安全維持のために事前予約の整理券方式とすること。3点目は、開会時のキュレーションと一貫性を保持し、必要に応じてエデュケーションプログラム等を別途実施すること。4点目は、県庁は来場者に対し、中間報告の内容等をあらかじめ伝えることであり、再開の時期は、10月6日から8日の間を想定しているものである。

【佐藤英俊委員】

会期末が近づく中、再開に向けて動き出しているようであるが、そうした中で、あいちトリエンナーレのあり方検討委員会とあいちトリエンナーレ実行委員会が、共催で本年10月5日、6日にあいちトリエンナーレ2019国際フォーラム「情の時代」における表現の自由と芸術を開催する意味を教えてほしい。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

国際フォーラムは2日間にわたって開催される。1日目の10月5日は、テーマを表現の自由と芸術、社会として、なぜ、表現の自由は重要であり、尊重されなければならないのか、あいちトリエンナーレ2019が直面している問題を含め、表現の自由が問われた世界的事例を紹介しながら、あいちトリエンナーレ2019参加アーティストやキュレーターを交えた議論を行う予定である。

2日目の10月6日は、テーマを「情の時代」における芸術の困難と未来として、あいちトリエンナーレ2019の芸術的成果や課題、芸術祭そのもののあり方について国際的な視点から論じつつ、この芸術祭が直面する困難と、それを乗り越えていくためのビジョンについて、参加アーティストやキュレーターなどを交えた議論を行う予定である。

【佐藤英俊委員】

今回の表現の不自由展・その後の問題は、あいちトリエンナーレ実行委員会組織に、大きな権限を有する芸術監督の不適切な判断や行動に起因する今回のようなリスクを、回避・軽減するようなガバナンスが用意されていなかったということである。

また、表現の不自由展・その後を10月6日から8日に再開すると発表しているが、どのようなキュレーションがなされ、どこが開催し、再開に対してのリスクをどう考えているのか伺う。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

表現の不自由展・その後の再開については、8月3日をもって展示中止となつたあいちトリ

エンナーレ2019の中の企画展を元に戻すということであり、あいちトリエンナーレ実行委員会が再開する。現在、10月6日から8日の再開に向けて、トリエンナーレのキュレーターチームが、表現の不自由展実行委員会と、鑑賞方法、エデュケーションプログラム、整理券の発行方法などについて、具体的な運営方法について協議している。

再開に関するリスクについては、いわゆる電凸攻撃に対する対策や会場警備の強化などを進めているが、警察にも協力してもらいたいながらしっかりと対策したいと考えている。

【ますだ裕二委員】

これまで、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会などで公開されている資料では、3年間の総事業費は、予算ベースで約12億7,000万円となっている。その負担割合は、本県からの負担金が約6億6,000万円、名古屋市からの負担金が約2億1,000万円、文化庁が約7,800万円などとなっており、負担金や補助金、寄附金、チケット収入などが、一度実行委員会に入り、支払いがなされた後に、もし余剰金が発生した場合は、負担割合に応じて国、県、市に戻されるという形で予算が組まれている。これは、欠損金が出た場合、県にさらなる負担金が出るということが懸念される。今の状況から考えると、さらなる県費の投入は、私たち議員のみならず、県民の理解が得られると思ったら、大きな間違いである。

そこで、あいちトリエンナーレ2019の運営資金として、まずは、収入の部分について伺う。

文化庁の補助金について、文化庁地域文化創生本部に確認したところ、補助金等が決定しながら交付されなかつた事例は年間10例ほどあり、一度不交付が決定した後に再交付されたケースはないと聞いている。今回、文化庁から補助金が不交付と決定され、訴訟を起こすということだが、どのような訴えとなるのか、現場の主張は何であるか伺う。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

今回の不交付決定については、知事が記者会見等で表明したように、不適法なものだと考えており、訴訟も視野に入れて対応していきたいと考えている。

ただし、現在、具体的な対応を顧問弁護士に相談している段階であり、現時点では答えを控えさせてほしい。

【ますだ裕二委員】

今回の文化庁の不交付決定に合わせて、河村たかし名古屋市長が、市の負担金のうち、未払金の約3,400万円について、国と共同歩調をとり支払わないという声も聞こえてきている。本日の新聞でも取り上げられていたが、河村市長は、表現の不自由展・その後が開幕から3日で中止になったことで、大村知事に対し、イベント等への認識について公開質問状を出している。しかし、これまでに回答がなく、今月4日の午前中までに具体的な回答がなければイベント負担金の残り3,400万円の支払いを保留するという考え方を示した督促状を提出したと聞いている。この話を受けて、名古屋市との話し合いはどのようにになっているのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

名古屋市の窓口である観光文化交流局文化振興室とは、互いの情報共有を図り、各種対応に努めている。

未払い分の負担金約3,400万円については、10月18日に支払ってもらうことになっており、9

月30日付で支払いの請求をしたところであるが、そのような条件が示されたことから、その対応について現在検討中である。

【ますだ裕二委員】

10月18日が期限ということであるので、名古屋市との協議を進めてほしい。

県職員並びに実行委員会が集めた寄附額は、現在どうなっているのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

現時点で、約100の企業や団体、個人から約8,300万円の寄附がある。

【ますだ裕二委員】

展示が中止されたり再開されたりする中で、寄附をした人から、やはり返金してもらいたいといった要望はあるか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

現時点では、そのような話は聞いていない。

【ますだ裕二委員】

今回から、チケットのグレードアップ制度を導入し、チケットの差額を支払えば一日入場券からフリーパスに変更することができる。そのため、来場者数はふえているものの、チケット収益は必ずしも上がっているとはいえないと思うが、チケット収入の見込み額はどのようにになっているのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

国際現代美術展のチケット販売状況は、現時点で前回の最終売上額である約1億2,000万円を2,000万円ほど上回っている。また、パフォーミングアーツと音楽プログラムから成る舞台芸術は、まだ公演が一部残っているが、7,000万円を見込んでいる収入予算は確保できる見込みである。

【ますだ裕二委員】

国からの補助金、名古屋市からの未払金を除くと、実行委員会の収入としては、県負担金の6億6,000万円、市負担金の2億1,000万円、寄附金の8,300万円、チケット収入の2億1,000万円の合計11億2,900万円になり、これは当初予算よりもかなり少なく、さらなる県費投入が心配される事態である。

次に、支出について伺う。全体事業費12億7,000万円のうち、現代美術の事業費が約7億4,000万円、舞台芸術の事業費が2億2,000万円などとなっている。このように多くの費用が、作品、いわゆる展示物に充てられている。実行委員会と作家との間で契約が結ばれ、それに基づき支払いをすると推測される。しかし、一部の作家は、表現の不自由展・その後の中止を受け、一部展示内容の変更や作品自体の展示を中止したと聞いている。

そこで、作家との契約について、展示を途中でやめた場合の扱いはどのようになるのか。また、作家と実行委員会との契約であるが、県としてはどのようにかかわっていくのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

展示の一時中止に関しては、作家との契約書がこのような一時中止を想定していないため、定めのない事項として、双方が協議して決定している。表現の不自由展・その後の展示中止に

伴い、主に海外のアーティストが自身の作品展示や展示内容の変更を行ったことについては、広い意味での検閲に対する彼らなりの行動の表れであり、自国において絶えず権力による検閲等と戦っている事情を考慮し、キュレーターとアーティストが十分に協議を重ねた末の結果だと考えている。双方が協議して対応しているが、その中で、国によっては、展示業務の解釈が異なっていることもあり、現在、弁護士と相談しながら、今後の対応を検討している。

なお、この件に関しては、あいちトリエンナーレだけでなく、海外のアーティストが参加するほかの文化イベントにも影響する可能性があるため、弁護士としっかり相談したい。

【ますだ裕二委員】

安心・安全対策にかかる費用として、今回、表現の不自由展・その後への対応などで、当初予定していなかった警備費などがかかっていると聞いているが、どのように対応しているのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

実行委員会の経費執行に当たっては、トラブルの発生などに備えて、一定の執行保留をかけており、こうした保留分をほかの事業の執行状況を考慮しながら使用している。

【ますだ裕二委員】

9月21日に開催された国内フォーラムについて、実行委員会の主催ではなく、検証委員会が主催だったと聞いており、実行委員会の予算ではなく県費が投入されていると推測されるが、議会を通さずどこからその費用が捻出されたのか。また、補正予算を組む必要があったのではないか。

【県民総務課主幹（総務・企画・予算）】

国内フォーラムに関する費用については、県民文化局に置かれた検証委員会が主催であることから、局内の予算で対応している。

【ますだ裕二委員】

幾ら県費を投入したのか。

【県民総務課主幹（総務・企画・予算）】

委託業者への支払い額がまだ確定していないが、概算で400万円程度を見込んでいる。

【ますだ裕二委員】

さきに表現の不自由展実行委員会が行った再開に向けた仮処分の申し立ては、9月30日に和解したと聞いているが、こうした訴訟費用はどこから支払われているのか。また、現在あいちトリエンナーレ実行委員会でどれだけ訴訟を抱えているのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

今回の和解に係る弁護士費用については、あいちトリエンナーレ実行委員会で負担する必要がある。なお、現在、あいちトリエンナーレ実行委員会として、ほかの訴訟案件は抱えていない。

【ますだ裕二委員】

8月20日、22日及び23日に住民監査請求が提出されている。受領されてから60日以内に監査結果が通知されていると思うが、どのような状況か。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

これまでに、表現の不自由展・その後の作品選定、制作、展示業務に係る支出への住民監査請求が1件と、芸術監督に対する支出についての住民監査請求が6件出されているが、いずれも県の財務会計上の行為ではないことから、却下されていると聞いている。

【ますだ裕二委員】

各事業について、予定どおり執行している中で、会期終盤になって補助金の不交付が決定され、名古屋市から支出も不透明な中で、今後どのように対応していくのか。

【トリエンナーレ推進室長】

補助金については、今回の不交付決定は不適法と考えているため、法的手段を視野に入れている。また、名古屋市の負担金についても、市議会で議決されたものと聞いているので、肅々と事務手続を進め、それぞれの財源をきちんと確保したいと考えている。

【ますだ裕二委員】

単純に11億2,900万円の収入に対して、支出は12億7,000万円に加えて訴訟のリスクも抱えていると思う。万が一、1億円の赤字、いわゆる欠損金が出てしまったら、費用負担の割合が3対1のため、県が7,500万円、名古屋市が2,500万円という形で、さらなる県費の投入をしなければならない事態に陥ってしまうと思うが、このような状況の中で、さらなる県費の投入はないのか、改めて県民文化局長に伺う。

【県民文化局長】

補助金の不交付決定に関しては、その理由は到底納得できるものではなく、法的手段を視野に入れてしっかりと対応していく。また、名古屋市の負担金については、名古屋市会、トリエンナーレ実行委員会でしっかりと議決をされた中身であるので、これに関しては肅々と進めていく。

また、警備等も発生すると思うが、職員の応援要請や警察への協力要請により対応する。いずれにしても、10月14日の会期末まで、安全・安心にしっかりと取り組んでいく。

【高木ひろし委員】

今回、不交付となった文化庁の文化資源活用事業費補助金について、この募集案内に対して応募する形で本県が必要な書類により当初申請していると思うが、その中身はどのようなものか。事業そのものの趣旨と、どのような必要書類を提出したのか、当初の対応を伺う。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

文化資源活用事業費補助金の募集案内においては、応募書類の提出期間は、平成31年3月1日から平成31年3月11日までとなっている。また、提出書類については、大枠のメニューや実施場所、会期等を記入する大ざっぱな実施計画書と收支予算の作成をインターネットで入手することとなっており、個々具体的な作家、作品の内容等は定められていない。

この補助金の趣旨については、サブタイトルが、日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業という名前であり、地域資源を活用しながら、日本博の趣旨に合うような文化事業について助成するものである。

【高木ひろし委員】

その資料の手続にのっとり進められてきたと思うが、県としては、いつ何を行って、いつどんな通知があったのか、応募手続から不交付決定までを時系列に従って説明してほしい。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

まず、本年3月8日に応募書類を提出し、4月25日付けで採択決定通知を受理した。その後、5月29日に交付申請書を発送し、文化庁に5月30日に受理されている。なお、交付申請書の日付は、文化庁からの指示で4月25日付となっている。その後、9月26日付で不交付決定通知を受理している。

【高木ひろし委員】

その経過で重要と思うのは、応募書類の中に、この企画の第4回あいちトリエンナーレに関する趣旨、事業内容は示されているが、どういう作品が並んでいるかまでは恐らく記述されていないと思う。津田監督が示している今回のトリエンナーレのテーマである情の時代に、必然的に表現の不自由展・その後が位置づけられてくるわけであるが、そういう情の時代というテーマや趣旨について申請書類の中で記載があったのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

今回の展覧会のコンセプト等については、実施計画の趣旨や概要で説明している。

【高木ひろし委員】

文化庁のルールにより、外部有識者を集めて審査会を開き、そこで採択が適当だろうという結論を経て採択決定通知を本県に発出しているが、審査会を経ていることは間違いないか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

文化庁の審査会を経て採択決定されたと聞いている。

【高木ひろし委員】

補助金の採択が決まったもので、これを実行している中で、一部の企画展が3日で一旦中止になったが、本県としては再開を目指して努力している最中である。

補助金は最終的には実績報告書を提出した後に、それを確認されてから交付されるのが通常の手順なのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

補助金の最終的な交付については、実績報告をした後に補助金の確定という行為がなされ、その後、支払われることになっている。

【高木ひろし委員】

それが通常であると思う。あいちトリエンナーレ2019が続いている最中に、しかも、一部いろいろな問題があったが、それを正常化しようと県が努力して再開を目指すと言った瞬間に不交付決定がいきなり来たが、この点が一番不可解である。その理由としては、いろいろなことがあり、今後、国ともやりとりされるべきであるが、一旦採択された事業が、進行中に、報告書を待たずに不交付と途中で決めた前例はあるのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

当方で全ての前例を把握しているわけではないが、文化庁側では、採択決定後の不交付決定の前例はないと述べている。採決後に何らかの事情で事業実施ができなくなって申請を取り下

げたり、事業開始後に不正が発覚して交付決定が取り消されたりした例はあるかもしれないが、前例のない不交付決定であるとすれば、なぜそのような結論になったかを問い合わせていきたい。

【高木ひろし委員】

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会からも指摘され、今も各委員から指摘があったように、今回ることは、新しいことにチャレンジした結果、いろいろ不備な点も指摘されていることも事実である。まさに今後のあり方について検討していかないといけないが、情の時代というテーマ、不寛容な世情に関して、芸術の果たし得る役割を問題提起しようとした今回の趣旨については、私は高く評価している。いろいろな作品についてのいろいろな評価がありながらも、全体としては、いろいろな議論を呼びつつあいちトリエンナーレ2019が成功することを強く願っている。それを再開すると言った瞬間に不交付になった今回のタイミングも含めて、国の意図をまこといぶかるところである。県としては毅然とした態度で、国に対しても不交付決定の不当性を訴えてもらうよう強くお願いする。

【鈴木雅博委員】

今回のあいちトリエンナーレ2019で企画された表現の不自由展・その後は、いわゆる電凸、脅迫メールのみならず、ガソリン携行缶のテロ予告ファクシミリもあり、安心・安全が保てないという安全上の理由で中止となった。あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の中間報告では、平和の少女像、遠近を超えてPart II、時代の肖像の三つの作品に批判が集中したと指摘されている。

平和の少女像については、本年6月20日に安全上の懸念から、やめてくれないか、パネルにならないかと知事から津田大介芸術監督に伝えられ、さらに7月8日にも再度やめてもらえるように考え方直してもらえないかと津田監督に伝えられている。このように、早い段階から安全上の懸念があったと思うが、いつ、どのような理由から安全上の危惧を払拭できたと考えたのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

平和の少女像を展示した場合、反響があることは想定されたため、危機感を持ちながら会場における来場者の安全を最優先に、警察からの助言を踏まえて、警備員の増員、防犯カメラの設置、対応マニュアルの整備・周知といった準備をしてきた。

【鈴木雅博委員】

いつ、その判断をしたのか。また、いつ安全上の危惧を払拭できたのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

事務局が少女像の展示の情報を共有できたのが本年4月中旬であり、それから開幕まで知事を含めて相談てきて、その中でこうした安全上の対策をしながら対応するということで決めてきた。開幕前も開幕後も危機感を持って対応してきた。

【鈴木雅博委員】

例えば何月何日に会議があり、初めて安全上の危惧が払拭できたということが通常だと思うが、いつ払拭できたと判断したのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

中間報告にもあるように、知事と相談しながら、最終的にいろいろな対策が取りまとまつたのが7月19日である。

【鈴木雅博委員】

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の中間報告では、「平和の少女像は十分な説明がないままに見せると誤解はもとより理解不足による批判を浴びることは必至だった」としている。平和の少女像について、作品の意図が十分に伝わるように事前告知などを行う必要があったと思うが、なぜ事前告知を行わなかったのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

展示作品の内容について、開幕前に事前告知することはこれまで行っておらず、同様の対応となった。結果として、事前告知を行う必要性があったことについては、中間報告の指摘のとおりである。企画展、表現の不自由展・その後については、全体的に準備がおくれ、本年7月に入っても、展示内容・方法等についての調整を行っており、事前告知ができる状態ではなかった。

【鈴木雅博委員】

津田監督が8月15日に発表した、あいちトリエンナーレ2019「表現の不自由展・その後」に関するお詫びと報告では、県や警察、弁護士に相談する過程で、街宣車・テロ対策について相当準備しなければ危険ではないかという懸念が示された。とりわけ街宣車やリアルの抗議は準備に時間がかかるため、1カ月前に内容を告知すること自体が大きなリスクになるという意見が多くの専門家からあった。さまざまな議論を経て、警備の安全性を高めるためには、会期直前で内容を発表したほうがいいという結論に至り、7月31日の内覧会で初めて発表することにした。警備上の理由というやむを得ない判断で、県の上層部とも表現の不自由展実行委員会とも確認して進めたプロセスであると記載されている。

また、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の第2回会議の議論を受け、津田監督が9月17日にメディア各社に出したコメントでは、「事前告知については、本来は6月29日（土）に記者発表を予定し、会場まで押させていました。しかし、警備のミーティングの過程で警察や弁護士など専門家が会場を訪れる『リアルの抗議者』を最重要の存在として想定し、彼らに十分な準備期間を与えないため、直前に告知した方がいいという意見を不自由展実行委合意の下、受け入れました。警察は警備を直接担当する部署であり、彼らとの緊密なコミュニケーションが警備するに当たり不可欠であると思ったことが理由です」と記載されているが、これは事実か。また、6月29日土曜日に記者発表を予定していたことを事務局は知っていたのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

警察には、我々事務局から、5月22日にその時点でわかっている展示内容を説明し、必要な対応について助言を受け、その情報は津田監督とも共有した。

また、その後、弁護士にも抗議への対応について相談してきた。その中で、今回の展示内容が判明すれば、抗議が来るのは必至という助言があり、事務局からは津田監督に対して、必要な体制が整う前の開幕前の多忙な時期での展示内容の公開は混乱する可能性がある旨は伝えて

いた。

6月29日に記者発表を予定していたのは知っていたが、これはあいちトリエンナーレ実行委員会としての記者発表ではなく、津田監督と表現の不自由展実行委員会側で行うものと聞いていた。

【鈴木雅博委員】

これが事実であれば、警備のミーティングの過程で警察や弁護士などの専門家が、直前に告知したほうがいいと意見し、警察は警備を直接担当する部署であり、彼らとの緊密なコミュニケーションが警備するに不可欠であるから事前告知をしなかったことになる。

通常、警察は自主警備をしっかりとほしいなどのアドバイスをすることはあっても、事前告知を直前に告知したほうがいいという意見や、1カ月前に内容を告知すること自体が大きなリスクになるというようなことを言わないと思うが、警察が本当にそのようなことを言ったのか。また、津田監督のコメントには、警察は警備を直接担当する部署であり、彼らとの緊密なコミュニケーションが警備するに当たり不可欠であると記載されているが、津田監督は、あいちトリエンナーレの件で警察と緊密なコミュニケーションをとっていたのか。

そもそも、警察はあいちトリエンナーレの警備を直接担当する部署であるのか。警察は犯罪の抑止と逮捕に傾注すべきであり、自主警備が基本である行政の文化・芸術イベントの安全上の判断を警察に依存するのは、事実上警察に文化・芸術イベントの開催可否の判断を委ねてしまうことになりかねないと思うが、県の考えはどうか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

津田監督が直接、警察とコミュニケーションをとっていたかどうかは承知していないが、警察から事務局が受けた助言は、事務局と津田監督で共有していた。

警察からは、会場の警備は主催者が担うものということは再三話を受けており、我々も警備は実施主体であるあいちトリエンナーレ実行委員会が担うという意識で、警察の協力を得ながらこれまで対応してきた。

【鈴木雅博委員】

警察に判断を委ねてしまうという点はどうか。警察に依存してしまうことはどう考えているのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

警察からあくまでも助言を受けるということで、警備体制等については、実施主体のあいちトリエンナーレ実行委員会で検討・実施していかなければならないと考えている。

【鈴木雅博委員】

津田監督のコメントが事実でないのであれば、事前告知やキュレーションが警察によって変更されたとの誤解を招くため、今後開かれるほかの文化・芸術イベントのためにも、事実に基づかない警察に関する文言の訂正を要請すべきだと思うがどうか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

津田監督のコメントがどのような事実に基づいたものか承知していないため、確認の上、対応を検討したい。

【鈴木雅博委員】

事実に基づかないことを発表され、それが残ってしまうということは問題であるため、強く訂正を要請したい。

今回、平和の少女像などを展示することは、安全上の危惧があるとわかつており、トリエンナーレの円滑な運営のために相当の安全対策を準備しなければならない問題であったが、意思決定機関である、あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議や実行委員会の円滑な運営を図るための幹事会で安全対策の議論をしたのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

運営会議や幹事会において、安全対策の議論がされたことはない。

【鈴木雅博委員】

あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議や幹事会で議論しないということは、トリエンナーレの円滑な運営上危惧される安全対策が両会議の議論にふさわしくないということか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

実行委員会運営会議においては、これまで、事業計画、収支予算、決算、芸術監督の選任等について決定してきた。

また、幹事会は、実行委員会の円滑な運用を図るために設置されているものであるが、これまで開催されたことはない。安全対策を含むトリエンナーレ本体の運営は、県の組織であるトリエンナーレ推進室が実行委員会の事務局として行ってきたが、こうした実行委員会の体制について、中間報告でも見直す必要があると指摘されており、今後の検討課題だと考えている。

【鈴木雅博委員】

大浦信行氏の遠近を抱えてPart IIについて、大村知事は9月定例議会の知事提案理由説明で、大浦氏の新作映像作品の存在は、県庁には事前に一切協議・相談がなく、いわば勝手に持ち込まれたものと言えると発言した。中間報告でも「7月末に会場の機材に設置され、内覧会で公開された。しかし、事務局及び会長は、この間、この新作の存在を全く知らされていなかつた」とされている。しかしながら、第3回検証委員会の別冊資料で、トリエンナーレ推進室長が内覧会前日の7月30日に映像内容確認と記載されており、トリエンナーレ推進室長は、トリエンナーレ実行委員会事務局次長となっている。であれば、事務局が大浦氏の新作映像の存在を内覧会まで全く知らされていなかつたとは言えないと思うがどうか。事務局が知らないのに、なぜ映像を流すためのディスプレーが電気の配線までされ展示できたのか。あいちトリエンナーレでは、作品リストにもない、事務局も知らない作品を展示することが可能と思えてしまうが、なぜこういうことが起きたのか。

【トリエンナーレ推進室長】

大浦氏の作品については、コラージュ作品の遠近を抱えてと資料展示であると報告を受けていた。モニターについては、関連資料として一連の作品を映像で流すと理解していた。7月30日の夕方に作品展示が整った後、会場の確認に行ったところ、新作の映像作品、遠近を抱えてPart IIの存在を初めて知ったものである。そのあたりについての表現が、中間報告では7月末という表現になっているが、7月31日の内覧会直前ということで理解している。

トリエンナーレの場合、作品の内容確認については、作品数が多数であり、新作も多いことから、内容については、美術が専門であるキュレーターチームに任せており、問題等が懸念される作品については、事務局へ報告をもらう運用としてきた。こうした運用の中で、今回は十分な確認がなされないまま展示に至ってしまったものである。

【鈴木雅博委員】

トリエンナーレ推進室長は、映像内容を確認した後、作品リストにない本映像について、不自由展側に問い合わせを行ったのか。また、内容についても出展者側に問い合わせたのか。

【トリエンナーレ推進室長】

そういういた問い合わせは行っていない。

【鈴木雅博委員】

この映像作品については、中間報告でも、明らかに混乱が予見できると指摘されているが、これを見て問題になると思わなかつたのが。

【トリエンナーレ推進室長】

作品の中身についての意見は控えるが、今回、この作品が議論になったのは、20分の作品の一部が切り取られて判断されたことである。私自身は、その場で映像を一通り見て、特に問題ないと感じていた。

【鈴木雅博委員】

では、そのとき問題ないと判断したので、上司、知事にも報告しなかつたということか。

【トリエンナーレ推進室長】

そのとおりである。

【鈴木雅博委員】

本来であれば、トリエンナーレ推進室長が確認した時点で、もう少し問題意識を持って、知事にも報告すれば、この映像に関する別の対応もできたのではないかと個人的に悔やんでならない。

中間報告では、津田監督が「自らの個人的関心を優先させ、交渉上、組織としては通常ではありえない判断と譲歩を続け、結果的に展覧会の開催を強行し、中止の事態に陥り、関係各方面に多大な損害を与えるとともにあいちトリエンナーレ及び、愛知県庁に対する県民や協賛企業からの信頼を大きく失わせる事態を招いた」と指摘されている。また、「芸術監督はインターネットに精通した専門家であり、展示作品の断片映像がSNS上で拡散される事態とそれがもたらす激しい抗議をある程度、予見し得たはずである。それにもかかわらず早くからその危険性を事務局や会場に警告しなかつたこと。さらに展示開始後、一部の作家から写真映像のSNS拡散の禁止はおかしいと抗議を受け、当該作家だけに対し『作家発ならよい』と回答してしまい、結果として他の2作家の追随を招き、ひいてはルールの不徹底に対して来場者からの抗議や混乱を招いてしまった」、また、「大浦氏の新作映像の内容を知り、またその出品を5月27日に正式決定したにもかかわらず、作品リストに掲載せず、またその事実とそれがもたらす混乱の可能性やリスクを事務局やキュレーターチーム、会場に一切伝えないまま展覧会の開催日を迎えたこと（『善管注意義務の重大な違反』あるいは『悪意ある不作為』とのそしりすら免れ

えない)」と指摘されている。そして、「誤解を招く展示が混乱と被害をもたらした最大の原因は、無理があり、混乱が生じることを予見しながら展示を強行した芸術監督の行為にある」と指摘している。

この中間報告でのこれらの指摘に対し、県も同様の見解であるか。

【トリエンナーレ推進室長】

中間報告の内容については、重く受けとめている。

【鈴木雅博委員】

安全なトリエンナーレの運営に重大な支障を来すような事実を認識していたにもかかわらず、関係者に報告しなかった津田監督の行為は、背信とのそしりを免れない不適切な行為であると県は認識しているのか。

【トリエンナーレ推進室長】

県としても、中間報告の内容を受けとめており、不適切な行為であったと認識している。

【鈴木雅博委員】

8月3日の表現の不自由展・その後の中止発表後、不自由展出展作家から中止の話し合いがなかったなどの意見表明があり、中止に抗議して展示作品の出品停止等が相次ぎ、訴訟にまで発展した。中間報告では、8月2日に津田監督が「不自由展実行委員会に中止の提案について伝達（5人のうち3人は対面、2人はスカイプ）し、議論した結果、3日の状況を見てから再度中止の判断をしてほしいと会長へ申入れを行うこととした」とある。

このとき、表現の不自由展実行委員会に対し、安全・安心が保てないため、中止することについて、丁寧な説明が津田監督からなされたのか。また、8月3日の状況を見て中止することについて、津田監督は表現の不自由展実行委員会の了解を得ていたのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

中止に至る経緯について、津田監督から不自由展実行委員会に対して、丁寧に説明した状況は確認している。中止については、不自由展実行委員会は納得していなかつたが、津田監督と知事とで相談した結果と監督から伝えたと聞いている。

【鈴木雅博委員】

中間報告では、「芸術祭全体としては今のところ不自由展問題を除けば成功している」と記載されているが、別冊資料の海外アーティストの反発によると、9月24日現在、不自由展以外の合計13作家、全体のうち20パーセントが展示作品の出品停止等をしていた。出展作家の20パーセントが展示作品の出品停止等をしている状況を成功と言えるのか。また、出品停止等をしている人に対して、あなた方の作品がなくても成功していると言えるのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

中間報告後も2組の作家が展示中止等となり、現時点では、合計15の作家が展示中止または展示内容の変更となっている。来場者にこうした状態で展覧会を見てもらうことになり、まさに残念であり申しわけないと考えている。その一方で、こうした状態にもかかわらず、会場に足を運び、熱心に鑑賞している来場者に感謝する。

会期末まで全力で取り組んで、その結果を踏まえて、成功か否かを評価してほしい。

【鈴木雅博委員】

あいちトリエンナーレの方検証委員会の中間報告で、「脅迫や電凸等のリスク回避策を十分に講じること」、「展示方法や解説プログラムの改善・追加」、「写真撮影とSNSによる拡散を防ぐルールを徹底する」を再開の条件としている。また、9月30日に表現の不自由展実行委員会との間で成立した和解では、「犯罪や混乱を誘発しないよう双方協力し、万全の警備対策で臨む」、「安全維持のため、事前予約の整理券方式とする」、「開会時のキュレーションと一貫性を保持し、必要に応じて別途説明する」、「県が来場者に対し、県の検証委員会の中間報告の内容をあらかじめ伝える」の四つの条件で合意された。

表現の不自由展・その後を再開するに当たって、中間報告及び和解の条件を達成し、8月3日に中止となった理由である安全性を確保するためにどのような対策を行うのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

開幕当初、事務局機能を麻痺させた電凸攻撃については、トリエンナーレ推進室及び本庁のコールセンターともに、受理する電話をナンバーディスプレーに変更するとともに、10分間を限度に対応することに変更している。また、コールセンター以外の部局に苦情電話が入った場合には、1分以内で電話を切ることとしている。なお、土、日、祝日については電話対応を行わないこととしている。

脅迫については、ファクシミリを送った犯人は、逮捕、起訴されたが、脅迫メールについては、被害届けを8月14日に出したが、犯人はまだ逮捕されていない。脅迫メールは、8月21日を最後に確認されていないが、もし再び届くことがあれば、速やかに警察に通報して捜査に協力したい。

会場の警備については、職員の応援要請や警察への協力要請により対応したいが、その人数等については、警備に係る情報にあたることから回答は控える。

【鈴木雅博委員】

中間報告では、「再開に向けては、県民及び作家から広く賛否両論を聴取し、それを公開し、双方が反対の考え方を持つ人々の意見をよく聞くべきである」と記載されている。再開したにもかかわらず、安心・安全を保てないため、再度中止するということがないように、脅迫や電凸などのリスクを回避し、中止の理由となった安心・安全を担保する対策について、多数の外部有識者がメンバーであり意思決定機関でもあるあいちトリエンナーレ実行委員会運営会議を開き、公開の場で議論することが必要と考えるが、県の考えはどうか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議においては、これまで、事業計画、収支予算、決算、芸術監督の選任等について決定してきた。安全対策を含むトリエンナーレ本体の運営は、県の組織であるトリエンナーレ推進室が実行委員会事務局として検討してきたが、こうした実行委員会の体制について見直す必要があるとの中間報告の指摘については、今後の検討課題と考えている。

【鈴木雅博委員】

あいちトリエンナーレ実行委員会の円滑な運営を図るために幹事会の幹事長は、愛知県県民

文化局文化部長で、あいちトリエンナーレ実行委員会規約では、幹事長が幹事会を招集できるとされている。文化部長は、中間報告で指摘されているように、津田監督の行為による混乱と被害がもたらされている中、幹事会を開き、脅迫や電凸などのリスクを回避し、中止の理由となつた安心・安全を担保する対策について議論し、再開後に安心・安全を保つた円滑な運営ができるように議論すべきだと思うがどうか。

【文化部長】

幹事会については、あいちトリエンナーレ実行委員会規約の第15条に、「実行委員会の円滑な運営を図るため、運営会議の下に幹事会を置く」と定められている組織であり、運営会議に諮る全体の予算や大まかな事業計画といった案件について、県、市、経済団体等の参画団体間で事前に調整する場として想定しているものと考えている。

脅迫、電凸といった混乱への対応を含む、トリエンナーレ本体の運営は、県庁の課室であるトリエンナーレ推進室が実行委員会事務局として行っており、再開後の安心・安全で円滑な運営についても同様と考える。

【鈴木雅博委員】

県民の生命に危険を及ぼすような脅迫行為は許されない。中間報告にあるとおり、津田監督の行為による混乱と表現の不自由展・その後の中止は、あいちトリエンナーレ及び愛知県庁に対する県民や協賛企業からの信頼を大きく失わせる事態を招き、この上、再開後に再度中止となればさらなる信頼の失墜だけでなく、県民を再び危険にさらすこととなる。このように、重要な安心・安全を保つための議論はどこで行うのか、事務局だけで決めるのか。あいちトリエンナーレの主催者はどこなのか。

主催者であるあいちトリエンナーレ実行委員会には、運営会議や幹事会、有識者会議などさまざまな会議体があるにもかかわらず、各会議体が安心・安全の対応策の議論を行わないのであれば、何のために各会議体があるのか。なおかつ、中間報告で機能していないと指摘を受け、運営会議の中には県民文化局長の名前があるにもかかわらず、今までそうだったからやらないというの理解に苦しむ。混乱の最前線に置かれた職員は、開幕以降、心身ともに苦しい思いをしながら、あいちトリエンナーレ2019の閉会日まで開催できるように、歯を食いしばりながら日々職責を全うしていこうとしているのに、なぜ組織の上の人が全く議論しようとしているのか。なぜそのような状況になっているのか理解に苦しむ。

県民の命を守り、あいちトリエンナーレ及び愛知県庁に対する県民や出展作家の信頼を取り戻すためにも、県民や出展作家に広く公開のもと、過去3回にわたって高い評価を受けてきたあいちトリエンナーレが、今こそ自主性・主体性を發揮して、脅迫や電凸などのリスクを回避し、犯罪や混乱を誘発しないようにする新たな対策を議論すべきである。あいちトリエンナーレの組織の中で議論せずに、どうやって安全・安心を担保できたと判断するのか。

【文化部長】

トリエンナーレ本体の運営は、実行委員会を構成するさまざまな会議体ではなく、県庁の課室であるトリエンナーレ推進室が実行委員会事務局として行っている。文化部長も、県庁組織におけるトリエンナーレ推進室長の上司として、脅迫、電凸といった混乱への対応策の検討等

の議論に携わっている。

今回、あいちトリエンナーレの方検証委員会から示された中間報告では、「実行委員会事務局次長であるトリエンナーレ推進室長の上司は文化部長であるが、実行委員会事務局長は、ラインと無関係の芸術文化センター長となっている」、「事務局長を芸術文化センター長が兼務し、事務局を県庁のトリエンナーレ推進室が兼務する体制は、責任の所在がトリエンナーレ実行委員会と県庁のどちらにあるかを曖昧にする弊害があり、根本的に見直す必要がある」と指摘されているため、責任をとる体制がどちらか曖昧になっているが、現実のところは、実行委員会事務局、トリエンナーレ推進室、その上司である文化部長、県民文化局長で議論をしている。

【鈴木雅博委員】

あいちトリエンナーレ実行委員会の事務局長が安全・安心を担保できたということを判断するのか。

【文化部長】

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局を実体組織として、上司である文化部長、県民文化局長、愛知県知事などの県庁組織で判断していく。

【鈴木雅博委員】

県庁組織で判断するということは、あいちトリエンナーレの開催の安全・安心に関する全てを県で判断することであり、おかしいのではないか。名古屋市もお金を出しているにもかかわらず、いまだ県庁だけで判断するということは、中間報告で示された開かれた議論にも反すると思うが、このまま続けていくつもりか。

【県民文化局長】

現時点では、会長の指示のもと、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局であるトリエンナーレ推進室、幹事である文化部長、委員である県民文化局長、会長の体制の中で判断している。

【鈴木雅博委員】

それでは、意思決定機関としての運営会議の存在の意味がなく、会長が全て判断できるということになるがどうか。

【県民文化局長】

運営会議で任された範囲の中で会長が業務を執行し、その手足になって動くのが事務局と考えている。安心・安全に関しては、組織の問題について議論しているあいちトリエンナーレの方検証委員会からも意見をもらっており、総合的に判断しながら、最終的に判断していく。

【鈴木雅博委員】

安全・安心の問題は、県民の命を守るだけではなく、もし再開したのであれば、円滑に運営するために非常に重要な問題である。特に、安全・安心の問題で中止になったのであれば、もう一回考え方を変えて、あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議等で幅広く、たくさんの有識者のメンバーから意見を聞いてほしい。

表現の不自由展・その後の再開に向けて和解が成立したが、中止となった理由には、安全性が確保できないという理由のほか、9月2日の津田監督の記者会見では、事務局の機能が麻痺

したこと、テロの脅迫に直面、職員のストレスなどにより円滑な運営ができなくなつたことが原因と語っている。再開に向けて協議が進む中、再開しても最前線に立つ現場の職員は大丈夫か。再び現場の職員に肉体的・精神的に過度のストレスがかからないように、また、理解と協力が得られるように、現場の職員と事前に話し合つたのか。現場を無視して進めては、再び事務局の機能が麻痺して、円滑な運営ができなくなつてしまう。

再開後に再度中止となれば、さらなる信頼の失墜だけでなく、県民を再び危険にさらすことになる。再開後、再び中止にならぬように、どのような理由から、再開しても現場の職員も円滑な運営ができると判断したのか。

【文化部長】

表現の不自由展・その後の中止理由の一つである、脅迫、電凸等への対応については、前回の中止の反省を踏まえ、安全・安心を確保するための体制の整備を充実した。

まず、電話による苦情については、対応マニュアルを作成して地方機関を含めた全庁に配付し、主に対応するコールセンターについては、担当職員全員を対象とした説明会を開催するなど、職員の負担を軽減するための措置を実施している。

また、会場の警備体制については、緊急的な協力体制を構築し、対応職員の大幅な増員を図り、円滑な運営ができるよう万全の状態で臨む。

【鈴木雅博委員】

再開に向けて協議する前に、職員と再開しても大丈夫かという話し合いを行つたか。

【文化部長】

現場の職員は、私どもの事務局の部下の職員であり、そうした状況は日ごろから見知っている。コールセンターは、電凸等が始まつた後に整備してきたものであるが、改めて職員に対して説明会を開催するなどの対応を行つてはいる。今回再開する際には、応援体制をとり、中止前の警備体制よりも大幅に職員を増員して対応する。

【トリエンナーレ推進室長】

職員のケアについては、今回の和解が成立し、10月6日から8日に向けて再開をする方向になった段階で、私から各職員に対して、本来は皆を集めて直接話をしたかったが、交代制勤務や会場に各職員が散つており一堂に会することができなかつたため、電子メールでこちらの気持ちを伝えるとともに、職員に負担のかからないような形で準備を進めていることをきちんと伝え、もし何かあれば言ってくるよう、コミュニケーションをとつて対応している。

【鈴木雅博委員】

9月30日に、表現の不自由展・その後を10月6日から8日に再開することを前提に協議を進めるという内容で、表現の不自由展実行委員会と和解が成立したと理解しているが、10月6日まであと3日しかない。10月6日から8日に再開できるような協議はどの程度進んでいるのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

トリエンナーレ実行委員会としては、和解の四つの条件である、犯罪や混乱を誘発しないよう双方協力すること、安全維持のための事前予約の整理券方式とすること、開会時のキュレーションと一貫性を保持し必要に応じてエデュケーションプログラム等を別途実施すること、県

府や来場者に対し中間報告の内容等はあらかじめ伝えることを条件に和解協議を申し入れ、表現の不自由展実行委員会側もその提案を受け入れ、和解に応じ、仮処分の申し立てを取り下げた。現在、まさに協議の最中であり、トリエンナーレのキュレーターチームが、不自由展実行委員会と鑑賞方法や整理券の発行方法など、具体的な運営方法について協議している。

【鈴木雅博委員】

また、和解の前提となっている10月6日から8日に表現の不自由展・その後は再開できるのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

現在協議中であり、明言はできない。

【鈴木雅博委員】

10月6日から8日に再開できるかわからない、具体的にいつになるか決まっていないとのことだが、表現の不自由展実行委員会側は、10月6日から8日に開催できなかつたとしても、そのことを了承しているのか。和解の前提が崩れ、9月30日の和解が破棄されることはないか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

10月6日から8日の再開を前提に協議しているとしか言うことができない。

【鈴木雅博委員】

日にちがあって、内容が伴っていない気がする。残り3日しかないので、ぜひしっかりと対応してほしい。

安全上の危惧があるにもかかわらず、あいちトリエンナーレ実行委員会が十分に機能せずに決めたことは問題である。同じ轍を踏まぬよう、県民の命を守り、あいちトリエンナーレ及び愛知県庁に対する県民や出展作家の信頼を取り戻すために、安全・安心を保つ対策については、あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議や幹事会を開催し、公開の場で議論し、安全・安心を担保するよう要望する。

また、再開した場合は、再び中止することなく、閉幕日まで県民の命を守り、脅迫に屈することなく、事務局が機能し、円滑な運営ができるようにしなければ、県民や出展作家の信頼は回復しがたいものとなってしまう。そのようなことにならないよう、最前線に立つ職員を置き去りにすることなく、十分な話し合いと安全対策を講じるよう要望する。

そもそも今回のあいちトリエンナーレ2019のテーマが情の時代とされたのは、人々がメディアやインターネットに流された情報に感情をあおられ、世界中で分断が起き、その問題を解決することができるのも情、情けであると考えられたからである。しかしながら、中間報告で指摘されている津田監督の行為を原因とする混乱と被害は、その趣旨に反して、この愛知県から人々の分断を起こしてしまったと思う。

県としては、今回起きた混乱と被害、そして分断を乗り越え、たとえ文化や伝統、理念が異なっていても、寛容で多様な魅力あるあいちを取り戻すよう、不断の努力をしてほしい。

【樹神義和委員】

現在トリエンナーレが開催中であり、課題が山積している中で、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会や県当局の説明を聞いていると、次回の開催ありきと聞こえるが、改めて次期

のトリエンナーレに関する県の考えを伺う。

【トリエンナーレ推進室長】

トリエンナーレは、文化百年の軸として、本県の文化施策のリーディングプロジェクトに位置づけられており、今回の反省をしっかりと踏まえ、次回も続けていきたいと考えている。

【樹神義和委員】

これだけ多くの課題を抱えている中、まずは今回のトリエンナーレをしっかりと検証し、トリエンナーレが当初の理念に合致しているかを検証したうえで、3年後に行うかどうかを決めるべきと考えるがどうか。

【県民文化局長】

2010年に第1回を開催し、毎回検証は行っているが、4回目である今回、さまざまな課題が出てきて、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会からは組織、ガバナンスの問題が指摘されている。当初の理念からすれば、次回ありきと考えているが、実際の運営、組織体制については、立ち止まって見直しを考えいかなければならない。ただ、現時点では、残りの会期をしっかりと安全・安心に終了させることが目標と考えている。

【樹神義和委員】

まずは今回のトリエンナーレを安全・安心に閉会させるとともに、次回の協議に当たっては、しっかりと今回を検証することを要望する。

【近藤裕人委員】

今回のトリエンナーレは、新たな取り組みとして、現代美術と音楽の複合的な展開に取り組むと聞いているが、これまでのトリエンナーレとは違う見どころは何か。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

今回のトリエンナーレについては、コンセプトが情の時代ということで、今までにない音楽プログラムを取り入れて、新たに、四間道・円頓寺や豊田市も会場として、新しい展開をしていくところが見どころである。

表現の不自由展・その後については、たくさんある作品の中の一つであるが、それが大きくクローズアップされ、迷惑をかけているところである。

【近藤裕人委員】

本来であれば目玉であったはずの、地下から吹き抜けで吊るされている、Tシャツにスピーカーが付けられていた作品が、ボイコットによって裾がまくられ、スピーカーが外れていた。すなわち、目玉であった音楽と美術の融合が崩れてしまった。したがって、おおむね成功であるというあいちトリエンナーレのあり方検証委員会の説明はおかしいと思うが、その見解を伺う。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

成功か否かという評価については、会期末まで全力で取り組み、その後に判断をしてほしい。

【近藤裕人委員】

現時点で成功だと考えているのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会からそのような評価が出たと聞いているが、とにかく会期末まで安全・安心に、来場者にしっかりと見てもらえるよう取り組んでいきたい。

【近藤裕人委員】

自由民主党愛知県議員団は、本年8月13日に四つの項目について申し入れを行っており、その中の美術館の許認可に関する項目のうち、美術館ギャラリーの使用許可について、当催事は、愛知県美術館ギャラリー利用者の手引き2(1)イに掲げる「国際的または国内的に定評のある美術作品の展覧会」に該当するとの説明があったが、今回、問題となっている展示は、定評のある美術作品とは言いがたい。また、手引2(5)コに定める「鑑賞者に著しく不快感を与える」作品でもあり、本来は、展示制限を課すべきものではないか。さらに、手引3(3)エでは、「特定の個人や集団に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるもの」については利用を許可しないこととされているが、今回の企画は、まさしくこの条項に抵触するものではないのか。

【文化芸術課主幹（文化芸術）】

定評のある美術作品であるかどうかについては、美術館ギャラリー使用許可要領第7条に規定する、定評ある美術作品の展覧会に該当するということで、使用許可している。一般的に認知された美術作品の展覧会に該当するため使用許可しているものであり、今回のあいちトリエンナーレは、過去3回の開催実績がある国際美術の展覧会ということで使用許可した。

鑑賞者に著しく不快を与える作品ではないかについては、ギャラリー利用の手引に、鑑賞者に著しく不快を与えるなど、公安、衛生法規にふれるおそれのある作品は展示が制限されると規定されている。これは、例えば、わいせつ物陳列罪、食品衛生法違反、消防法違反など、法令にふれるおそれのある不快を与える作品は展示ができないという趣旨であり、単に不快感を与えることのみで作品の展示制限がされることはない。

特定の個人や集団に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるものに該当するかについては、例えば本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）にある、本邦外出身者に対する不当な差別的言動などを指している。これについては、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の中間報告でも、今回の表現の不自由展・その後の作品は、いずれも不当な差別的表現には当たらず、法的な問題もないという報告を受けている。

【近藤裕人委員】

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の報告のような考え方もあるかもしれないが、改めて、今回の企画展である表現の不自由展・その後の申し込みが美術館にあった場合は、使用許可がなされるのか伺う。

【文化芸術課主幹（文化芸術）】

今回の企画展と同様の内容の展示申請がされた場合、愛知県美術館ギャラリー展示室利用受付許可要領や愛知県美術館ギャラリー利用者の手引きに照らし、慎重に判断することとなる。

今回の表現の不自由展・その後については、抗議の電話や脅迫等もあり展示が中止となつたが、このような事態が回避できるよう、主催者に確認しながら進めることとなる。

もし、展示を行うことで、美術館ギャラリーの秩序が乱れ混乱を生じる場合には、美術館長が利用許可の取り消し、または中止を求めることができる条項もあるため、それで対応する。

【近藤裕人委員】

美術館など一般の公共施設は、大体歯どめがかかるようになっているが、今回このような事態になったということは、一切歯どめがかからなかつたということである。

次のトリエンナーレについて、先ほど県民文化局長が立ちどまってと表現したが、あいちトリエンナーレという名称でこのままいけるとはとても思えない。ほかの芸術祭への影響についても、愛知県がこのような恥ずかしいことをしてしまったのだから仕方がない。再開すれば、ほかのボイコットした作家は戻ってくるのか。

【トリエンナーレ推進室長】

一時中止等となっている作家は、表現の不自由展・その後の再開を条件に戻ってきてもらえたと聞いている。

【近藤裕人委員】

今回はそういう話になっているかもしれないが、次回、トリエンナーレの評価が下がっていれば、トリエンナーレの開催自体がない可能性もある。少なくとも、百年の軸とする芸術文化としてのトリエンナーレは、今回で挫折してしまったとしか思えない。

中間報告で、「あいちトリエンナーレは過去3回の成功実績の上に、今回は政治・ジャーナリズムとアートの融合という先端領域に挑戦」と記載があるが、これはそういった前提があったのか、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会だけが言っているのか。

【トリエンナーレ推進室長】

通常のアート分野の専門ではない人を芸術監督として迎えることで、新しいトリエンナーレの形ができる、あるいは新しいトリエンナーレを模索できると当初思っていた。

【近藤裕人委員】

これまで芸術監督の選任理由として、ジャーナリストで明確なコンセプトを打ち出すことができる、ITにも造詣が深い、バランス感覚にすぐれいろいろなアイデアや意見を取り込んでトリエンナーレをつくり上げることができる、の三つと説明されているが、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の中間報告では、こういうまとめ方は行っておらず、三つのコンセプトで選んだ形になっていない。突如として、政治ジャーナリズムが出てくるのはおかしくないか。

仮にそういう芸術監督が、今後、あいちトリエンナーレになるのかわからないが、当初の発足の、百年の軸となる芸術文化をしっかりと再構築するという表現で行うことは結構であるが、今回のようなことは二度とあってはならないので、制約ができるような状態、安全などの担保ができないと、議会として承認することはできないことを理解した上で、今後のあり方を検討してほしい。

【筒井タカヤ委員】

あいちトリエンナーレ2019の中止となった企画展、表現の不自由展・その後の企画内容や出展に至る諸問題等、中止に至った経緯、さらに再開等に関して、県民を代表する県議会、議員に向けて、一切の対応・情報提供を行っていない、また、行おうとしていない。県の提案によ

るあいちトリエンナーレであり、予算も議会で議決して成り立っている。知事から、一切対応するなど指示されているのか。そうでないなら、表現の不自由展・その後について、事前説明、経緯、その後の対応、再開について、なぜ我々に示さないのか。

【トリエンナーレ推進室長】

今回の表現の不自由展・その後の件については、各議員にも、県民や支援者からの問い合わせに対応してもらっていると聞いており、迷惑と心配をかけていることをおわびする。

各作品の内容については、これまでのトリエンナーレと同様に、事前には説明しない形をとったが、決して議会軽視ではないことを理解いただきたい。

今回の展示に至る経緯、中止の経過、その後の対応、再開に向けては、8月16日に設置した、あり方検証委員会の公開の場で経緯等を明らかにしてもらうとともに、各会派の調査会、委員会調査などの機会や各会派の幹部を通じて説明している。

【県民文化局長】

初回のあいちトリエンナーレ2010を始めるに当たっては、議員に幅広く議論してもらい、4回目の今日まで、こうしてトリエンナーレが続いてきたことは、常に議員各位に応援してもらったおかげと思っている。

今回の件は、大変残念な状況となっており、まことに申しわけなく思っている。議員各位の意見・指摘を真摯に受けとめ、今後に向けて、しっかりと見直しを図っていきたい。

【筒井タカヤ委員】

各作品の内容については、これまでのトリエンナーレと同様に事前には説明しない形をとり、決して議会軽視ではないとの話があった。個々の作品についてはそうかもしれないが、今回の表現の不自由展・その後の企画展については、展示企画そのもの、出展作品そのものについての異常性を認めるものであった。すなわち、日本の一般的な国民ですら、日本の国や国民の尊厳を毀損するようなものであるとの危険性を既に予感していた。通常ではなく、展示そのものの危険性を予知するならば、これまでにない特別かつ厳戒な警備体制でもって臨むべきである。その警備対応の費用を、県議会全ての議員に求めるべきであったとすれば、議会との対話の緊急性があったはずであるが、この点をどう考えていたのか。

【トリエンナーレ推進室長】

企画展、表現の不自由展・その後については、全体的に準備がおくれ、7月に入っても展示内容・方法等についての調整を行うことになり、展示が明らかになった場合の抗議等に対する体制準備もおくれぎみとなり、事前告知できる状態ではなかった。事前告知の必要性は、中間報告でも指摘されており、そうしたことができなかつた点について深く責任を感じている。

【筒井タカヤ委員】

各会派の調査会、委員会調査を通じて説明したとの話があったが、全て事後の話であり、ましてや、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会が、あいちトリエンナーレ実行委員会で設置が求められ、協議した経緯はなく、大村知事の都合で自分の意見に近いような人選をしたとする私的な御都合諮問の委員会との県民の声が寄せられている。私自身も、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の傍聴の席で、それを心と肌で感じた。

常に大村知事の独演会の記者会見のマスコミ情報、インターネット情報で知らされるだけであった。あいちトリエンナーレ2019を所管する当委員会の委員長、副委員長、委員には、室長及び局長が具体的に説明すべきである。

【トリエンナーレ推進室長】

今回の事態の対応については、緊急性・迅速性を要する場面が多く、状況の説明について事後になった点はおわび申し上げる。ただ、議会軽視というつもりは全くなく、今後も議会には丁寧に説明したい。

【県民文化局長】

今回の件についての、議員各位の意見・指摘は真摯に受けとめており、今後も丁寧に説明したい。

【筒井タカヤ委員】

本県で現在も開催中のあいちトリエンナーレ2019をめぐり、文化庁は9月26日、安全対策が不十分だったとして、補助金7,800万円の不交付を決めた。もともと、少女像などを展示した企画展の趣旨説明や運営メンバーとの連携に重大な欠陥があるなど、芸術祭の運営体制が極めてずさんであったこと等が、あいちトリエンナーレの方検証委員会の中間報告で浮き彫りになった。

文化庁が不交付の理由としているのは、申請者の愛知県が、展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような事態が起きるおそれを認識しながら、国に申告しなかったことを手続において不適当な行動としている。文化庁によると、県は事前に企画展の混乱を予想して警察に相談していたが、こうした懸念を国に申告しておらず、事業の実現性や継続性において適正な審査を行うことができなかったとしている。こうした実態は、検証委員会の委員の発言や資料においても明らかで、あいちトリエンナーレ実行委員会において、今回の企画展の内容は一切示されず、協議を真剣にすることがなかったことが判明した。あいちトリエンナーレ実行委員会は名目だけの組織であって、推進の実態は大村知事と津田監督だけで企画から決定まで行っていたことが明白になった。今日の混乱は大村知事の決断の間違いであり、津田監督と不自由展側に任せてしまったことがある。同じように、津田監督は、慰安婦像の出展に際し、混乱を生じることを予見しながら、大村知事に再三展示の強行を求めた。大村知事自身も、これを強行すれば必ずあいちトリエンナーレそのものが大変なことになると知り、慰安婦像をパネル展にすることなどを二度も求めたが、判断力・決断力不足もあり、津田監督に押し切られた。今では芸術の表現を守った人物であることを自己アピールしているが、実態は後づけの理由であることは、事の経緯を見れば明らかである。

問題は、大村知事が、今回の企画展の内容や、必ず起きるであろう展示会場の安全性について、あいちトリエンナーレ実行委員会に示すことを一切しなかったことである。これは、組織図からすれば大村知事と津田監督による暴走である。ましてや、あいちトリエンナーレ実行委員会会長代行であり、実質的にはナンバー2の河村たかし名古屋市長にも、これまで一切連絡・相談をしてこなかつたことは異常である。名古屋市は、あいちトリエンナーレに協力して、2億2,000万余円の資金を拠出し、名古屋市美術館をあいちトリエンナーレ会場にも提供している。

これほどの大村知事の独裁、傲慢な姿勢には、県民は飽き飽きしている。

県議会の誰もが、今日の混乱になることへの連絡・相談もなかつたことは、県民を代表する最高機関である議会軽視そのものであることを表明したい。議会や議員が、大村知事の独善性に対し、はっきりと物を言わぬようでは、県民から見放されると断言する。県民文化局長、トリエンナーレ推進室長は、このような混乱が生ずる経緯を十分に承知していたはずである。慰安婦像を含む作家の作品の出展ことで、大村知事は、2度も作品の変更を求めたことを承知しているはずである。大村知事が津田監督に押し切られたが、今後起きるであろうことを考えるとき、職責ある立場として、大村知事に何らかの助言・提言をしたのか。例えて言えば、この企画展の課題について、あいちトリエンナーレ実行委員会を開催するのがよいのではというぐらいの話をしたのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

表現の不自由展・その後の展示、特に平和の少女像の実物展示については、事務局としても、直接、不自由展実行委員会に対して、また、監督経由で懸念を伝えたが、変更されなかつたので、知事に経緯も含めて説明・相談した。

その際、知事から、少女像の実物展示はやめてもらえないか、写真撮影はやめてもらえないなどの強い要望が出されたため、改めて津田監督を通じて、表現の不自由展実行委員会に伝えた。知事からも直接に津田監督に話をしたが、知事は、憲法上の事前検閲に当たるような行為はよくないと考え、展示内容の取捨選択については、最終的には芸術監督の意向を尊重した。

知事には、具体的な対応策として、あいちトリエンナーレ実行委員会の開催は提案しなかつたが、表現の不自由展・その後への対応については何度も相談をした。

【筒井タカヤ委員】

県の職員が責任をとれないような約束や、間違いを犯した指導・決定はあってはならないが、県の職員でも特に幹部職員は、最高責任者が判断や決断に迷ったときに、これを補佐する責任がある。

慰安婦像について、大村知事がパネル展示を求めた機会、大村知事が押し切られたままになつたとき、知事への助言・提言の機会が必要であった。企画展側とあいちトリエンナーレ実行委員会とで契約が成立しないことならば、それは商行為の問題である。事前検閲と騒がれる内容に当たらないが、こんな助言すらもできなかつたのか。

【トリエンナーレ推進室長】

知事に相談する前に、私から津田監督を通じて、表現の不自由展実行委員会側と調整した場面において、展示内容に意見することは検閲に当たることを表現の不自由展実行委員会側が主張していると聞いており、知事にそうした助言をすることはなかつた。

【筒井タカヤ委員】

企画展の実行委員会との契約が大幅におくれたとき、この契約条項をどうするかのときである。契約も成立していないので、作品を搬入させない処置である。企画展の実行委員会側との交渉過程において、一方的に振り回されたことについてはどう考えるのか。

【トリエンナーレ推進室長】

作品の搬入については、ほかの作家と同様に、表現の不自由展実行委員会から参加同意書を本年5月8日に受領した上で進めていたが、その展示内容・方法等の調整において、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の中間報告にもあるとおり、何度もトリエンナーレ側から申し入れ、お願いをしたが、受け入れられなかつた。そうした点について、振り回されたという指摘を受けることについては責任を感じている。

【筒井タカヤ委員】

知事ともっと具体的に、警察及び警備員の増員を真剣に相談するとき、京都アニメーションの事件を考えれば、名古屋市消防局への要請を河村市長に求める助言もあったはずである。責任あるべき立場の者が的確に大村知事に助言ができなかつたことについて、みずからの責任も含めて答弁を求める。

【トリエンナーレ推進室長】

今回のこうした事態を招いたことについては、室長としてまことに遺憾に感じている。

少女像の展示については、知事に相談する前に当方から津田監督に展示方法等について何度か意見を言ったが、変更に至らず、結果として、知事から津田監督に直接意見を言ってもらうことになった。知事からは、少女像の展示や写真撮影について、津田監督を通じて、不自由展実行委員会に強い要望を伝えたものの、不自由展の実行委員会側に応じてもらえなかつたものであり、こうした権限のあり方等の仕組みについて、中間報告でも指摘がされており、この後の検討課題になると考えている。

【県民文化局長】

少女像の件については、本年4月に概略の報告を受けてから、私からも強い要望という形でパネル展示への変更を津田監督に要望したが、結果としてこういう事態になったことについてはまことに残念なことであり、局長としての責任は受けとめている。

トリエンナーレの組織のあり方、ガバナンスについては、中間報告でも指摘されており、今後に向けて見直さなければならないと考えている。

いずれにしても、現時点では、残された会期を安全・安心に運営ができるように全力を尽くしたい。

【筒井タカヤ委員】

企画展に出品した表現の不自由展実行委員会との契約書の締結日はいつか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

契約締結日は、令和元年7月1日である。

【筒井タカヤ委員】

それはおかしい。契約の期日を繰り上げていないか。何でこんなことをしたのか伺う。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

表現の不自由展実行委員会からは、5月8日付で芸術祭への参加同意書を提出してもらつており、その後、6月17日に契約書案を送付し、契約事務を進めたが、展示内容が固まるのに時間がかかったことや、相手方の代表者が5人連名であり、字句の修正や調整に常に5人全員の同意が必要であったことなどから、契約締結までに時間を要した。

あいちトリエンナーレの方検証委員会の中間報告にあるとおり、最終的に不自由展側と合意したのは7月29日となったが、契約書の日付は7月1日付で整理した。

【筒井タカヤ委員】

その契約書の第1条第2項によれば、表現の不自由展実行委員会は、出品作品の選定、制作、輸送、展示及び撤去に当たっては、芸術監督、チーフ・キュレーター及びキュレーターチーム並びにあいちトリエンナーレ実行委員会と協議の上、適切な方法で行うものとするとしてあるが、中間報告では、企画、作品選定段階での専門キュレーターの参加はなかったとされている。一連の準備は、表現の不自由展実行委員会の委員と芸術監督が行ったとのことであるが、どうしてこのようなことになったのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

中間報告にもあるとおり、不自由展の出展作品については、4月11日のキュレーターミーティングにおいて、キュレーターチームは関与せず、芸術監督と表現の不自由展実行委員会で担当することになった。この時点から開幕まで、表現の不自由展・その後の展示内容については、担当キュレーターがつかず、実務を担うアシスタントキュレーターのみがつくことになった。

表現の不自由展・その後については、津田監督の希望により選ばれた企画であり、かつ、できるだけ2015年に開催実績のある不自由展側の意向を酌みながら実施したいという津田監督の意向があったことから、担当キュレーターがつかない形となった。

【筒井タカヤ委員】

中間報告では、実際の契約締結日は7月29日である。書類上の契約締結日は7月1日であり、それは契約をさかのぼって行ったものである。それまで出展の作品は通常の契約ならば搬入はできないはずであるが、そうではなかったように思われる。契約が成立していないのに、特別な許可を与えたのか。それとも作家が許可なく搬入したのか。県が契約前に荷物を搬入させる許可を出してはいないと思うが、実態を伺う。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

中間報告のとおり、表現の不自由展・その後の作品展示に関する集荷は、6月23日から7月18日にかけて行われており、展示作業は、7月23日から30日にかけて行われている。

【筒井タカヤ委員】

重大な問題があり、契約も成立していないのに、なぜ荷物の搬入が行われていたのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

表現の不自由展・その後実行委員会からは、5月8日付で芸術祭への参加同意書を提出してもらっており、その後契約事務を進めたが、契約締結までに時間を要した。

一方で、作品の搬入については、ほかの作家と同様に、トリエンナーレ実行委員会が契約した輸送会社により、展示に間に合うように運び入れを行った。トリエンナーレのような国際展へ参加する作家の場合、制作プランが固まるのに時間がかかる場合が多くある。こうしたことから、事務手続としては、作家からさきに参加同意書をもらい、展示プランが最終的に固まった段階で業務委託契約を取り交わす方法で実施している。展示プランが変更するたびに変更契約を締結するのは、作家に対して負担をかけ、また、事務も非常に煩雑となることから、従来

からこうした方法で対応している。

こうした方法については、参加作家数が多く、契約事務が膨大な事務量であることも背景にあり、今後、どういう方法がよいのか、体制も含めて対応を検討したいと考えている。

【筒井タカヤ委員】

この世界では通常なのであろうが、作家たちは自分の作品を展示してやるという意識であろうが、会場提供者として弱腰であり、作家側がこれを当たり前とする世界をつくり変える態度、断る勇気こそが不可欠である。このようなやり方では、また同じようなことが起きると思うため、改善を求める。

企画展、表現の不自由展・その後のトラブルもあり、危険性も考えて、大村知事が展示室の公開の中止をさせたこともあり、芸術の表現に対する不当な規制だとほかの出展作家も同調して自主的に公開を中止している。この同調作家は、自分の考えに同調する人々に呼びかけて、閉ざした入り口の扉にメッセージを多数張りつけている。なぜこんな事態となったのか、経緯を説明してほしい。さらに、誰がこれを許可したのかも説明してほしい。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

現在、愛知県美術館8階ギャラリーD室の扉などには、来場者のメッセージが記入された用紙が掲示してある。用紙には、来場者自身の不自由な体験などが記入されているが、この取り組みは、今回のトリエンナーレに参加している作家有志が主体的に実施しているアートプロジェクトの一つである。実施に当たっては、参加作家有志から要望があり、愛知県美術館から利用許可を受けているあいちトリエンナーレ実行委員会と作家側とで協議を行った。

その際、作家側で来場者対応用のスタッフを配置することや、美術館の学芸員が、美術館の利用上支障が出ないように状況を確認し、支障がある場合にはその指示に従ってもらうことを相手側に求め、了解してもらっている。

【筒井タカヤ委員】

今回の芸術祭は、国際芸術祭ではなく国際表現祭に思えて仕方ない。あいちトリエンナーレ全体の調和を崩すようなこうした事態は、今後、愛知県美術館を含め、再発させてはいけないと思うがどうか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

今回のトリエンナーレは、表現の不自由展・その後に注目が集まり、展覧会としての全体のコンセプトやほかの作家のすばらしい作品に注目が集まりにくい状況と言われることは、大変残念である。

特に、開幕してからの3日間、異様な雰囲気の展覧会となったことは、作家にも来場者にも迷惑をかけたと考えている。

【筒井タカヤ委員】

展示を自主閉鎖した作家の数を示してほしい。また、このような自主閉鎖を認める契約の内容があるのか明らかにしてほしい。自主閉鎖した作家が契約違反だとすれば、今後のこともあるので、契約違反の裁判訴訟をすべきと思うが、県の見解を求める。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

現在、展示を一時中止し、作品を全く見ることができない作家は7組である。展示の一時中止に関しては、作家との契約書がこのような一時中止を想定していないため、定めのない事項として、双方が協議して決定している。表現の不自由展・その後の展示中止に伴い、主に海外作家が自身の作品の展示中止や展示内容の変更を行ったことは、広い意味での検閲に対する彼らなりの行動の表れであり、自国において絶えず権力による検閲等と戦っている事情を考慮し、キュレーターと作家が十分に協議を重ねた末の結果であると考えている。双方が協議して対応しているが、その中で、国によっては、展示業務の解釈が異なっていることもあり、現在、弁護士とも相談しながら今後の対応を検討している。

【筒井タカヤ委員】

お金を払ってトリエンナーレのチケットを買った人には、見る権利があり、契約して展示している作家には、見せる義務がある。作家の展示作品に盗品や公共の福祉に反するものがある場合は、展示中止などの自主閉鎖もあると思うが、そうでなければ、それを怠った作家は、契約上の違約があったことになり、それに対して県は適切な判断をすべきである。

県がそのことを放任する姿勢を示せば、私は、県の責務に対して、県民を代表して訴訟を提起する考えもあることをこの場で表明する。室長、局長の所見を求める。

【トリエンナーレ推進室長】

来場者の立場からすれば、展示中止によって見られない作品があることは、まことに申しわけないと思っているが、作家から見れば、展示業務の解釈、いわゆる何をもって展示をしたかは国によって異なるという面もあるため、弁護士とも相談しながら対応を検討したい。

【県民文化局長】

この件については、あいちトリエンナーレだけではなく、海外のアーティストが日本の芸術祭、文化的イベントをどう捉えるかという部分にもかかわってくる点もあるため、現在、弁護士と相談している。

【筒井タカヤ委員】

今週月曜日にインターネット及びその他の情報によって、現在展示が中止となっている表現の不自由展・その後の展示室が、10月6日から8日の再展示に向けて協議されることを知った。

県議会の代表質問の前日にあいちトリエンナーレのあり方検証委員会第3回会議の中間報告を出させ、大村知事は、その中間報告の都合のよい部分だけを切り取って、県議会の代表質問日において、検証委員会の委員全員が、何らの条件なしで中止させた展示を検証委員会が再開を中間答申しているかのように答弁していることは、まことに緻密な計算であると思える。さらに、県議会の一般質問の日程も終え、この県民環境委員会の議論も終えた日程も考えて再展示日を決める知事の計算には、県会議員に意見を言わせる機会すら与えない考え方にしてならない。

昭和天皇の肖像をバナーで燃やす映像や、慰安婦を象徴とする少女像などを、中止から一転して再開に向けて動き出したことに対し、反対の声が数多く届いている。県が設置した検証委員会が、条件が整い次第速やかに再開すべきとする中間報告を出したことは、私自身、第3回会議に参加したこともあり承知している。

しかし、日本国の象徴である天皇や日本人に対するヘイト、憎悪を表したとしか言えない展示であることには変わらず、再開反対者の多くからは、反省を伴う全面的な見直しなくして、企画展を再開するなどとんでもないという趣旨の内容が寄せられており、私もこの考えに同調する。

検証委員会が決めた条件は、脅迫や攻撃を回避すること、展示方法や解説を改善することであったが、この指摘に対しどのような考え方で再開に向けて協議しているのか説明してほしい。また、芸術の名をかりた反日、政治的な宣伝であるとする悪名は払拭できるのか説明してほしい。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

脅迫や攻撃を回避することについて、開幕当初、事務局機能を麻痺させたいわゆる電凸攻撃については、トリエンナーレ推進室及び本庁のコールセンターとともに、受信する電話をナンバーディスプレーにするとともに、10分間を限度に対応する。また、コールセンター以外の部局に苦情電話が入った場合は、1分以内で電話を切り、さらに、土日祝日には電話対応を行わない。

脅迫のファクシミリを送った犯人は逮捕、起訴されたが、脅迫メールは、被害届を出したものの犯人はまだ逮捕されていない。8月21日を最後に脅迫メールは確認されていないが、もし再び届くことがあれば、速やかに警察に通報して、捜査に協力したい。

再開した場合の会場の警備は、職員の応援要請や警察への協力要請により対応したいが、その人数等は、警備に係る情報に当たるため回答を控える。

展示方法や解説は、大浦氏の作品の展示方法の変更や、会場に入る前に作品の背景や解説をするエデュケーションプログラムの導入などを検討している。さきに開催した国内フォーラムでは、大浦氏の映像作品をフルバージョンで20分間放映した。参加者からは、20分間全てを見ることで作品の印象が変わったという意見もあったので、作品の丁寧な説明や誤解を受けにくい展示方法を実施することが重要と考えている。

【筒井タカヤ委員】

10月5日、6日にあいちトリエンナーレ2019国際フォーラムを開催するとの決定は、誰が提案し、どの機関で決定されたのか。実行委員会会長である大村知事の提案で決定したのか。

【トリエンナーレ推進室主幹（トリエンナーレ）】

今回のフォーラムに関しては、あいちトリエンナーレ実行委員会では、従来から国際シンポジウムを会期末に1日開催する計画であった。来場者に配布しているガイドマップのイベントカレンダーにも、開幕当初から10月6日に開催する旨を記載してある。

そうした中、8月16日のあいちトリエンナーレのあり方検証委員会第1回会議で国際フォーラムの開催について提案があり、今回のあいちトリエンナーレをめぐっては、表現の自由についてさまざまな議論が起こっていることから、9月26日に改組したあいちトリエンナーレのあり方検討委員会との共催で、2日間にわたって、あいちトリエンナーレ2019国際フォーラム「情の時代」における表現の自由と芸術を開催することとなった。なお、あいちトリエンナーレ実行委員会では、予算の範囲内での会期中の事業の増減はこれまでもあり、今回も同様に対応している。

【筒井タカヤ委員】

本来は、あいちトリエンナーレ実行委員会で決定することではないのか。大村知事の判断だけというのは理解できない。実行委員会は書面開催でもいいと思う。各委員の同意をとるべきであり、こうした上で事務局に一任すべきである。こうした組織を無視したやり方はいかがなものか。

検証委員会、検討委員会、国内フォーラム、国際フォーラムと大村知事の企画展が続々と開催され、大村知事への責任を回避させ、いろいろな問題のガス抜きをしているように思えてならない。これらの計画は全くなかったが、この経費はどこが負担するのか。誰も企画、予算案の提示や協議及び決定した経緯がないが、どの機関で決定したのか明らかにしてほしい。また、この経費の承認をどこで行うか明らかにしてほしい。

【県民総務課長】

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会は、トリエンナーレの会期途中ではあるが、今回の件の事実関係を確認し、情報公開をする必要性から設置が決まった。具体的には、知事から直接、美術界や憲法を専門とする人に依頼して、委員に就任してもらい、8月16日に検証委員会第1回会議を開催した。その議論の中で、広く意見を聞く必要があるため、国内及び国際フォーラムの開催等が提案され、検証委員会第3回会議が開催され、9月25日の中間報告に至ったものである。9月26日からは、あいちトリエンナーレのあり方検討委員会に改組し、不自由展の再開に向けた具体的な提言や、今後に向けたあり方の提言をもらう予定となっている。

こうした検証等に必要な経費については、局内での予算の中で、知事にも隨時相談しながら進めている。

【筒井タカヤ委員】

10月1日の中日新聞の記事に、韓国のソウル発共同通信で、少女像制作の彫刻家「平和を話す機会を得た」との見出しが、企画展、表現の不自由展・その後の展示再開について、元従軍慰安婦像を制作したキム・ウソンさんが、少女像が再び市民と会えるようになりうれしいと述べたとある。さらに、キムさんは、人々と平和について再び大切な機会を得たと歓迎、再開を求める集会を続けてきた人々に感謝していると語り、デモに参加した日本人は、自国の政府がこうして文化芸術を弾圧・検閲するという事実を許せなかつたようだと分析した。これこそが反日ヘイトの象徴する作家の意図であると思う。デモは、再開反対の立場のほうが数は圧倒的であった。また、日本人は、自国の政府が文化芸術を弾圧・検閲などする行為が全くない事実を曲げて伝えている行為こそ反日ヘイトである。

大村知事は、こうした反日ヘイトの片棒を担いでいると批判されている。こんな再開には、私は賛成ができない。局長もこの記事を見ているのか。問題となった出展作家だけに間違ったことをこれ以上拡散させないよう、厳重に注意すべきと思う。この作家に対し、再度、日本国政府は文化芸術を弾圧・検閲していない事実を直接本人に伝えてほしいが、局長の所見を求める。

【県民文化局長】

指摘のあった新聞記事は私も見ている。今回のトリエンナーレで改めて実感したことである

が、弾圧・検閲の概念は国によって違うものである。日本では、弾圧・検閲に当たらないと思われる行為も、韓国の作家にとっては弾圧・検閲に当たると感じられることがあると思うし、今回、表現の不自由展・その後が中止になったことについても、検閲だと主張する海外作家がいることも事実である。

【筒井タカヤ委員】

読売新聞の記事での津田監督のインタビューにおいて、慰安婦像等の出展・内容を事前に公表しなかったのは、混乱を回避したい目的があると公然と語っている。

局長、室長も、大村知事と津田監督の実行委員会無視、県民・県議会軽視を事前に承知していたことは明白であるが、この点について2人の所見を求める。

【トリエンナーレ推進室長】

これまでのトリエンナーレにおいても、展示作品の具体的な内容については、学芸部門の最高責任者である芸術監督の責任で、キュレーターと作家との調整の中で決定してきた。当初予定されていた作品が事前に変更になったり、新作においては、開幕の直前まで制作活動が行われており、どんな作品になるのかわからなかったりという状況もあった。

したがって、トリエンナーレに参加する作家については、適宜プレスリリースを通じて公表しているが、個々の作品については、事前の説明は特に行っていなかった。実行委員会無視、あるいは議会軽視ということは決してない。

また、津田監督が、「従軍慰安婦像、いわゆる平和の少女像等の出展・内容を事前に公表しなかったのは、混乱を回避した目的があった」と公然と語っていることの指摘については、当初は前もって公表し、議論を深めた上で開幕を迎えるとの思惑を津田監督は持っていたが、展示内容の調整などが続いたこともあり、事前の公表を控えたものである。

【県民文化局長】

私としては、まずはトリエンナーレの残された会期を、安全・安心に運営できるよう全力を尽くしたい。

あいちトリエンナーレは、文化芸術あいち百年の軸をつくるというコンセプトに基づき、本県の文化芸術施策の主要プロジェクトとして位置づけられた事業である。会期終了後は、これまでの中間報告や、9月26日に発足したあいちトリエンナーレのあり方検討委員会から出される予定である今後の体制等についての提言を踏まえて、今後どのような形で芸術祭を進めなければよいのかをしっかりと検討したい。

【筒井タカヤ委員】

今回の件は、津田監督の独善さを切り捨てることができなかつた大村知事のふがいなさである。このことによる多大の失墜は、全国各地の芸術祭での悪しき課題をつくったと思う。愛知県と名古屋市の一體の連携を言ったのは大村知事であるが、みずからが否定をしている。こういう人物が知事の座にあり、ほかの意見すら聞くことのないような姿勢は、本当に残念でならない。もう一度、私たち自身が改めて大村知事の独善ぶりの弊害を検証する時期に来ていることを表明する。

【鈴木雅博委員】

今の県民文化局長の答弁の中で、あいちトリエンナーレの方検討委員会から提言をもらうということであったが、先日、県のホームページに抗議の電話の録音を載せたときには、検討委員会の指示で載せたと報道されていたが、検討委員会は、県の県民文化局に対して指示・命令できる関係にあるのか。

【県民文化局長】

検証委員会のホームページがあり、そちらへの掲載指示があった。

【鈴木雅博委員】

検証委員会は指示・命令できる関係にあるのか。

【県民文化局長】

指示命令系統があるかどうかははっきりしないが、そちらへの掲載依頼があったので、その指示に従った。

【鈴木雅博委員】

検証委員会の指示でまた削除したのか。

【県民文化局長】

検証委員会から、もともと検証作業の一環として載せたいということであったため、検証が完了したので削除したと聞いている。

【鈴木雅博委員】

ガバナンスの関係だが、あいちトリエンナーレの方検討委員会はあくまで県に提言をする役割か、これから閉会まで県民文化局に対して指示ができるのか、指示を受けないといけない関係にあるのか。

【県民文化局長】

県民文化局の中にあいちトリエンナーレの方検証委員会の事務局があり、事務局の職員は検証委員会の指示に従って検証委員会の実務を行っている。

【鈴木雅博委員】

検証委員会の実務については指示を受けるが、これから会期中のことについては、指示を受ける関係はないのか。

【県民文化局長】

検証委員会あるいは検討委員会が出した検討結果は知事への提言となるが、実際、その内容をどのように実行するかは、県側の問題であるため、県が判断し決定する。

【鈴木雅博委員】

職員が混乱するといけないので、検討委員会から直接職員に指示が下りないようにしないと、組織が混乱するので注意してほしい。

その他参考事項

- ・ 県政記者クラブ加盟社から録音・録画したい旨の申出があり、頭撮りとして許可された。
- ・ 8名から傍聴の申出があり、許可された。
- ・ 陳情第34号の陳情者 [REDACTED] から口頭陳情の申出があり、許可された。
- ・ 山下智也議員（自由民主党）、新海正春議員（自由民主党）、南部文宏議員（自由民主党）、
神戸健太郎議員（自由民主党）、政木りか議員（自由民主党）、丹羽洋章議員（自由民主党）、
田中泰彦議員（自由民主党）、杉江繁樹議員（自由民主党）、平松利英議員（自由民主党）、
中村竜彦議員（自由民主党）、西川厚志議員（新政あいち）、森井元志議員（新政あいち）、
河合洋介議員（新政あいち）及びしまぶくろ朝太郎議員（無所属）が議員傍聴を行った。

委員長 *寺井伸治*

副委員長 *石井和*

記録者 書記 *淮邊太一*
書記 *市原貴雅*
書記 *泉文香*

